

**涌 谷 町**  
**障 害 者 プ ラ ン**  
**第 5 期 障 害 福 祉 計 画**  
**第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画**

**平成 3 0 年 2 月**  
**涌 谷 町**



# 目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	4
第4節 法改正等の動き	5
第2章 障害者を取り巻く状況	8
第1節 人口・世帯	8
第2節 障害者の状況	9
第3節 障害福祉サービスの利用状況	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 基本理念	15
第2節 基本的な視点	16
第3節 基本目標	17
第4節 施策体系	18
第2部 障害者プラン	19
基本目標1 認め合い、共に生活するまち	21
施策1-1 心のバリアフリーの推進	21
施策1-2 人権・権利擁護の推進	23
施策1-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進	25
基本目標2 自分らしく、いきいきと生活できるまち	27
施策2-1 活動・活躍の場、居場所づくり	27
施策2-2 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	29
施策2-3 雇用の促進と就労支援の充実	31
基本目標3 安全で安心して生活できるまち	33
施策3-1 相談支援体制の充実	33
施策3-2 障害福祉サービス等の充実	35
施策3-3 保健・医療の充実と連携強化	37
施策3-4 防災・防犯対策の充実	39
第3部 障害福祉計画	41
第1章 成果目標	43
第1節 施設入所者の地域生活への移行	43
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
第3節 地域生活支援拠点等の整備	44
第4節 福祉施設から一般就労への移行等	45
第2章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策	47

第1節	訪問系サービス	47
第2節	日中活動系サービス	49
第3節	居住系サービス	57
第4節	相談支援	60
第3章	地域生活支援事業の推進	62
第1節	必須事業	62
第2節	任意事業	70
第4部	障害児福祉計画	75
第1章	成果目標	77
第2章	障害児支援の量の見込みと確保の方策	79
第1節	障害児通所支援	79
第2節	障害児入所支援	82
第3節	障害児相談支援	82
第5部	計画の進行管理	83
第1章	計画進行管理	85
第1節	点検及び評価体制	85
第2節	成果目標と活動指標について	85
資料編		87
1	涌谷町自立支援協議会 設置要綱	89
2	涌谷町自立支援協議会 委員名簿	91
3	涌谷町自立支援協議会 協議経過	92

# 第1部 総論



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

涌谷町（以下、本町という）では、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる涌谷の実現」を基本理念とする「涌谷町障害者プラン」を策定し、その実現に向けた取組を推進してきました。また、一体的に策定した「第3期障害福祉計画」が平成26年度に計画期間を終了し、平成27年度には「第4期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの基盤整備と適切な利用の促進を図っています。

両計画が平成29年度で計画期間を終了することから、新たに「涌谷町障害者プラン」及び「第5期障害福祉計画」を策定することとなりました。

併せて、児童福祉法の改正に基づき、「第1期障害児福祉計画」を策定することとし、3計画を一体的に策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

### （1）障害者プラン

障害者プランは、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに市町村の現状を踏まえて策定するものです。

### （2）第5期障害福祉計画

第5期町障害福祉計画は、「障害者総合支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すもので、法律により、3年を1期として策定することが義務付けられています。

### （3）第1期障害児福祉計画

第1期障害児福祉計画は、改正児童福祉法第33条で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示すものです。

### 第3節 計画期間

障害者プランは、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

第5期町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、いずれも平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第3期障害者計画	H30年度～H35年度					
第5期障害福祉計画	H30年度～H32年度					
第1期障害児福祉計画	H30年度～H32年度					

## 第4節 法改正等の動き

---

### (1) 障害者権利条約の批准

我が国では、平成26年1月に「障害者権利条約」に批准し、同年2月より効力が生じています。

条約では、第1条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定め、第2条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第5条で、締結国に対し、「障害に基づくあらゆる差別を禁止すること」や、「合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置」を求めています。

国が平成29年度に策定している「障害者基本計画（第4次）」は、条約との整合性を確保するものとなっています。

### (2) 障害者基本法の改正

国は、平成23年7月、「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正し、同年8月に施行されました。

改正では、障害者の定義を見直したほか、障害者や障害児が可能な限りその身近な場所において、医療、介護やリハビリテーション、療育等の支援を受けられるよう必要な施策を行うこと、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図ること、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うこと、災害時の安全確保のために必要な情報提供を行うこと、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を行うことなどが追加されています。

### (3) 障害者総合支援法の改正

平成25年4月、これまでの「障害者自立支援法」を見直し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称されたほか、障害者の範囲への難病の追加、「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更等が行われています。

平成28年5月には、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を目的とした改正が行われ、平成30年4月から施行されます。

## ■平成 28 年改正の主な内容

項目	主な内容
1 障害者の望む地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立生活援助の創設</li> <li>○就労定着支援の創設</li> <li>○重度訪問介護の訪問先の拡大</li> <li>○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</li> </ul>
2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設</li> <li>○保育所等訪問支援の支援対象の拡大</li> <li>○医療的ケアを要する障害児に対する支援※</li> <li>○障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)</li> </ul>
3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)</li> <li>○障害福祉サービス等の情報公表制度の創設</li> <li>○自治体による調査事務・審査事務の効率化</li> </ul>

※は平成 28 年 6 月の公布時に施行

### (4) 障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月から施行されています。

同法では、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務付けることなどが盛り込まれています。

### (5) 障害者差別解消法の制定

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

### (6) 発達障害者支援法の改正

平成 17 年の発達障害者支援法の制定から約 10 年が経過し、その間、障害者基本法の改正（平成 23 年）をはじめ、各法制度において発達障害が位置づけられてきています。

平成 28 年 5 月には、今後、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援を推進しています。

## (7) 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が平成 28 年 4 月から施行され、雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることになりました。

## (8) 障害福祉計画及び障害児計画に係る基本指針の見直し

国は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られることを目的として、平成 29 年 3 月に障害者計画に係る基本指針を見直し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示しています。改正のポイントは以下のとおりです。

項目	主な内容
①地域における生活の維持及び継続の推進	地域生活支援拠点等の整備を一層進める 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する
②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める
③就労定着に向けた支援	障害者総合支援法の一部改正に伴い創設された就労定着支援を踏まえ、職場定着の向上にかかる成果目標を追加する
④障害児支援の提供体制の計画的な整備	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める ①地域支援体制の構築 ②保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援 ③地域社会への参加・包容の推進 ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ⑤障害児相談支援の提供体制の確保
⑤地域共生社会の実現のための規定の整備	地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を計画的に推進することを定める
⑥発達障害者支援の一層の充実	発達障害者支援法の一部改正を踏まえ、発達障害者支援地域協議会設置の重要性について定める 可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう適切な配慮の重要性について定める

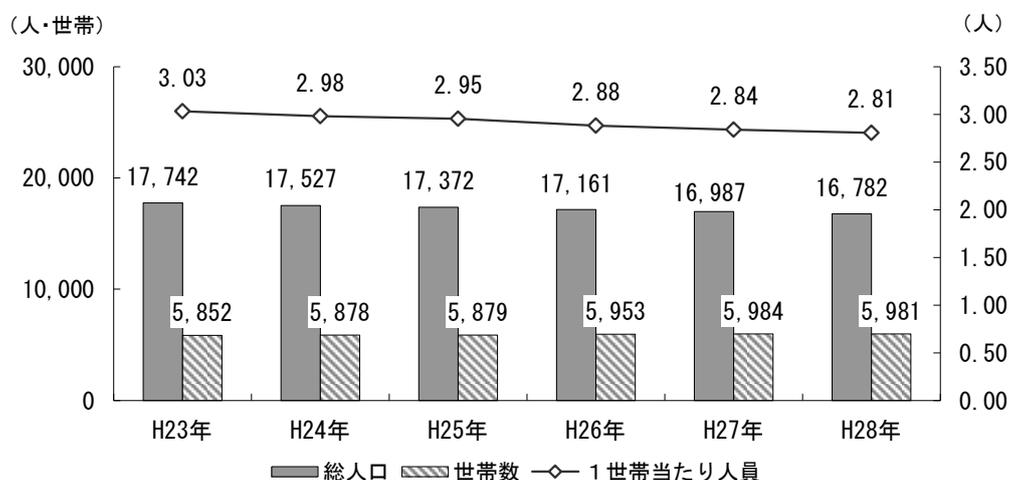
## 第2章 障害者を取り巻く状況

### 第1節 人口・世帯

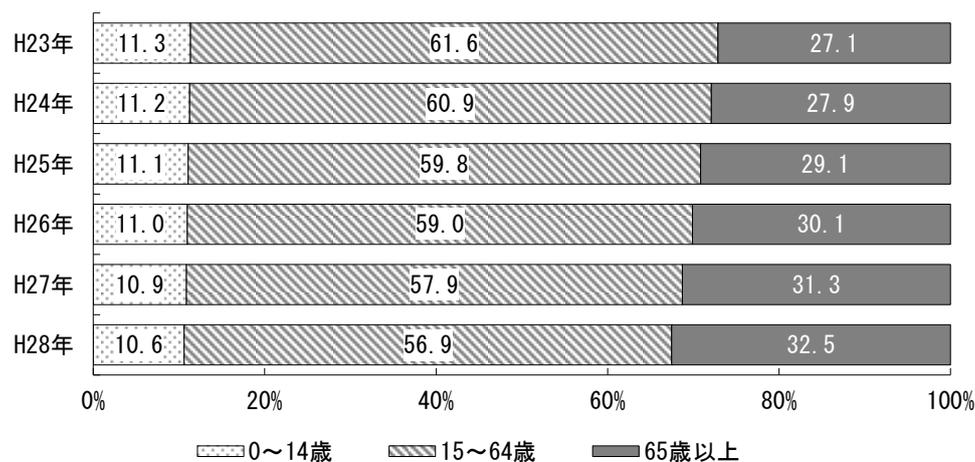
本町の人口は減少傾向にあり、平成23年から平成28年までの5年間で960人（5.4%）の減少となっています。年齢3区分別人口の割合をみると、特に15歳から64歳の生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合が増加しており、高齢化が進行している状況にあります。

世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年をピークに減少に転じています。1世帯当たり人員は減少し続けており、核家族化の進展や一人暮らし世帯の増加がうかがえます。

■人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 第2節 障害者の状況

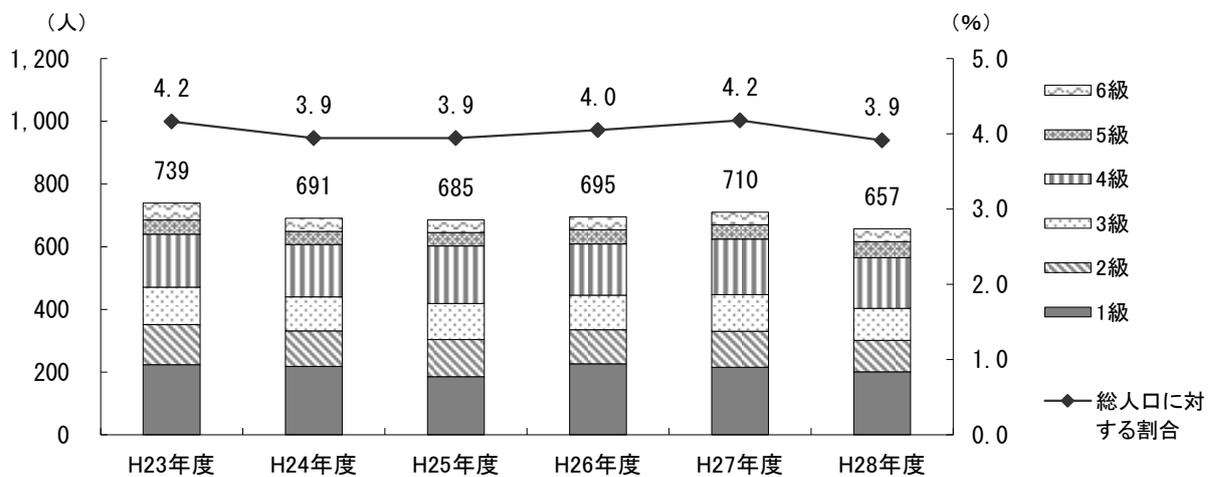
### (1) 身体障害者

本町における身体障害者手帳所持者数は、平成24年度から5年間で82人(11.1%)減少し、平成28年度で657人となっています。総人口に対する割合は、3.9%から4.2%の間で推移しています。

等級別にみると、「1級」が最も多く、全体の3割以上を占めています。

障害の種類別にみると、特に「肢体不自由」及び「内部障害」の割合が高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数及び割合の推移

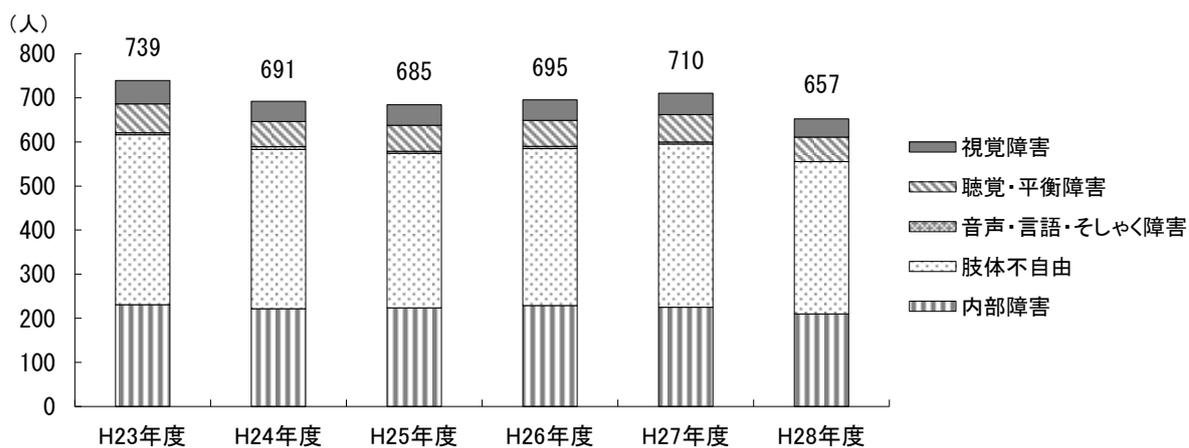


(単位：人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		739	691	685	695	710	657
年 齢 別	18歳未満	8	8	8	8	8	4
	18歳以上	731	683	677	687	702	653
等 級 別	1級	223	218	185	226	215	201
	2級	128	113	119	109	115	100
	3級	120	109	115	110	117	102
	4級	169	167	183	164	177	162
	5級	45	42	43	45	46	51
	6級	54	42	40	41	40	41

資料：福祉課（各年度末現在）

■ 障害種類別手帳所持者数の推移



(単位：人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		739	691	685	695	710	657
障 害 種 別	視覚障害	53	46	46	46	48	41
	聴覚・平衡障害	65	57	59	59	62	56
	音声・言語・そしゃく	5	5	6	5	5	5
	肢体不自由	385	361	350	356	370	345
	内部障害	231	222	224	229	225	210

資料：福祉課（各年度末現在）

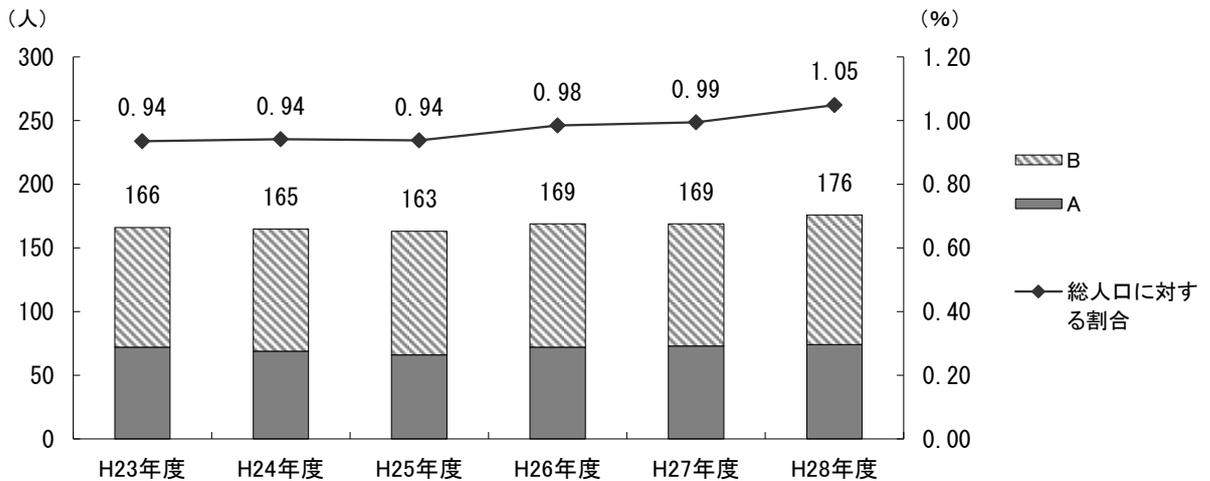
## (2) 知的障害者

本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 28 年度で 176 人、総人口に対する割合が 1.05%となっています。

所持者のうち、18 歳未満の障害児は、平成 28 年度で 27 人、全体の 15.3%となっています。

等級別にみると、障害程度が重度である A が微増、障害程度が軽度である B が大きく増加してきており、全体に占める B の割合が 6 割弱となっています。

■療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		166	165	163	169	169	176
年 齢 別	18歳未満	30	28	29	31	26	27
	18歳以上	136	137	134	138	143	149
等 級 別	A	72	69	66	72	73	74
	B	94	96	97	97	96	102

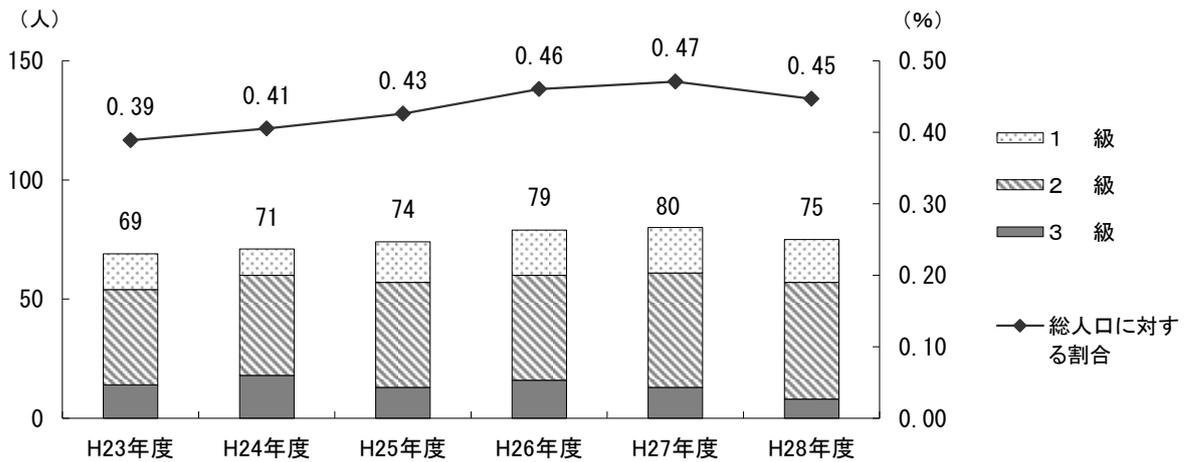
資料：福祉課（各年度末現在）

### (3) 精神障害者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向がみられ、平成 28 年度で 75 人、総人口に対する割合が 0.45% となっています。

等級別にみると、「2 級」が最も多く、全体の半数以上を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		69	71	74	79	80	75
等 級 別	1 級	14	18	13	16	13	8
	2 級	40	42	44	44	48	49
	3 級	15	11	17	19	19	18

資料：福祉課（各年度末現在）

### (4) 自立支援医療費受給者

本町の自立支援医療受給者は、平成 28 年度で 232 人となっています。そのうち、精神疾患での継続的な通院による受給者が 214 人で、全体の 9 割以上となっています。

■自立支援医療費受給者証所持者数の推移

(単位：人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		205	208	222	219	223	232
医 療 別	更生医療	32	32	33	25	23	16
	育成医療	-	-	4	2	1	2
	精神通院	173	176	185	192	199	214

資料：福祉課（各年度末現在）

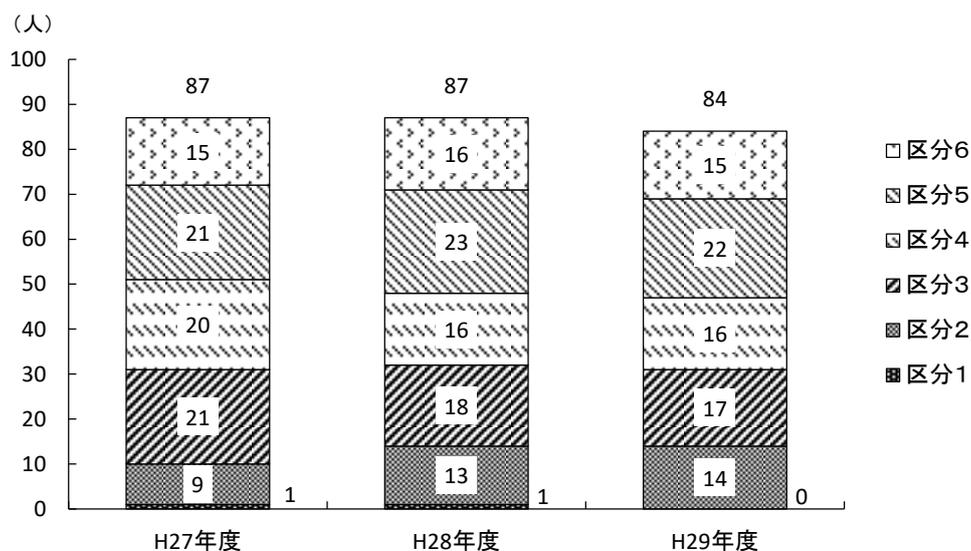
### 第3節 障害福祉サービスの利用状況

#### (1) 認定者数の推移

本町の障害支援区分認定者数は、平成29年10月末現在で84人となっています。

区分別にみると、区分5が22人で最も多くなっています。平成27年度以降は、区分2の人数が増加し、区分3、区分4の人数が減少しています。

■障害支援区分認定者数の推移

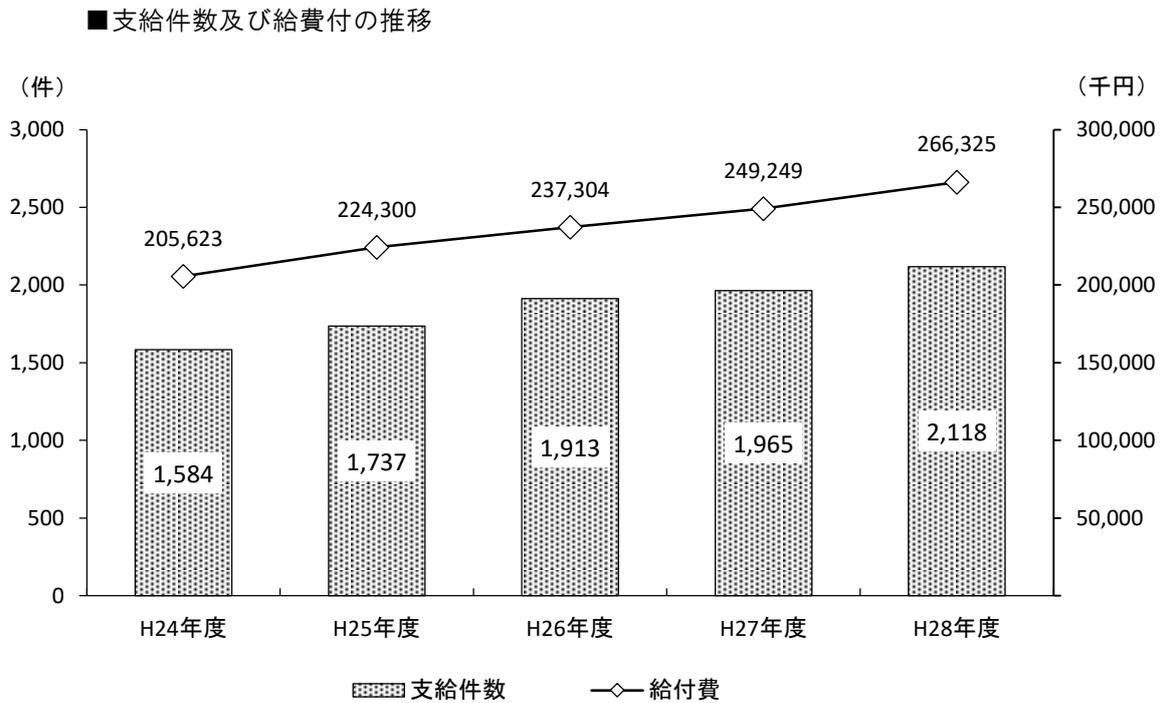


資料：福祉課（各年度末現在、平成29年度は10月末日現在）

## (2) 支給件数・給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数及び給付費の推移をみると、制度の定着及び利用者の増加に伴い、平成24年以降一貫して増加しています。

平成28年度には、2,118件の支給実績となり、給付費は266,325千円まで増加しています。平成24年度と比べると件数で534件(33.7%)の増加、給付費で60,702千円(29.5%)増加しています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

国は、障害者権利条約に掲げられている、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に即し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第4次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

本町では、これまでの「障害者プラン」において、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現」を基本理念としており、国が目指す障害者施策の方向性と合致するものです。

こうしたことから、本計画においては、これまでの基本理念を継承し、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現」を目指していくこととします。

人間の自由と尊厳が大切にされ、  
障害の有無や程度にかかわらず、  
いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現

## 第2節 基本的な視点

---

本計画を推進するにあたっての基本的な視点を以下のとおりとします。

### (1) インクルージョン<sup>1</sup>の推進と自己決定の尊重

障害のある人を施策の「客体（受け手）」という側面だけでなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉え、その自立を支援します。

併せて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### (2) アクセシビリティ<sup>2</sup>の向上と障害を理由とする差別の解消

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約しているさまざまな社会的障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活することができるよう、障害者のアクセシビリティの向上を図ります。

また、社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

### (3) 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障害のある人が生涯を通して適切な支援を受けることができるよう、医療、福祉、教育、雇用等の各分野の連携のもと、総合的な施策を展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者が日常生活や社会生活で直面する困難に着目し、その解消に向けて支援するとともに、自立と社会参加という観点に立ち、関係機関が連携して支援の方向性を共有しながら、総合的かつ横断的な取組を推進します。

### (4) 障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援

障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた個別的なニーズを踏まえた支援を行います。その際、外見からはわかりにくい障害の特性に考慮するとともに、発達障害について社会全体のさらなる理解促進に向けた広報・啓発活動及び施策の充実を図ります。

また、障害のある人や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれている障害者に対し、抱えている課題の背景を踏まえ、生活全般に寄り添ったきめ細かな支援が行える体制の整備を推進します。

---

<sup>1</sup> インクルージョン：本来「包含、包み込む」ことを意味し、障害があっても地域で地域の資源を利用し、地域住民を包み込んだ共生社会を目指すものをいう。

<sup>2</sup> アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

## 第3節 基本目標

---

基本理念及び基本的な視点に基づき、本計画において目指すべき基本目標を以下のとおりとします。

### 基本目標 1 認め合い、共に生活するまち

さまざまな機会を通して障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利が侵されることのないよう地域共生社会の実現に向けた取組体制を構築し、お互いを認め合い、ともに支え合うまちづくりを目指します。

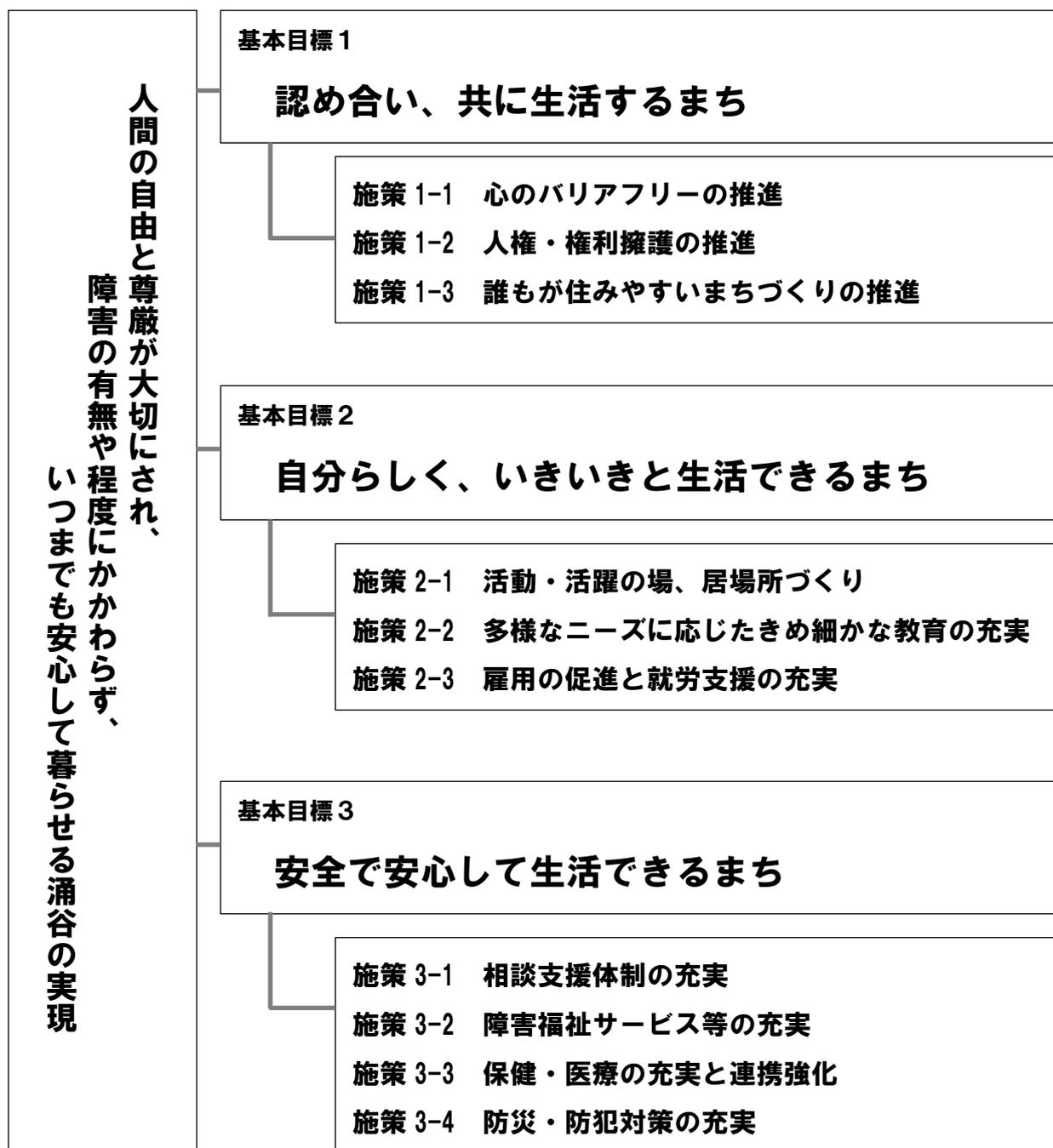
### 基本目標 2 自分らしく、いきいきと生活できるまち

一人一人が持つ個性と能力を伸ばし、地域社会で最大限発揮できるよう、多様なニーズに応じた教育の充実や障害特性に応じた就労環境の整備、興味や意欲に基づき参加できる活動の場づくりを推進し、自分らしく心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

### 基本目標 3 安全で安心して生活できるまち

障害特性や心身の状況、生活環境など一人一人が抱える課題に寄り添い、固有ニーズにあったきめ細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、地域全体で見守る体制づくりと社会基盤の整備を推進し、障害のある人及びその家族等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

## 第4節 施策体系



## 第2部 障害者プラン



# 基本目標 1 認め合い、共に生活するまち

## 施策 1-1 心のバリアフリーの推進

### 【現状と課題】

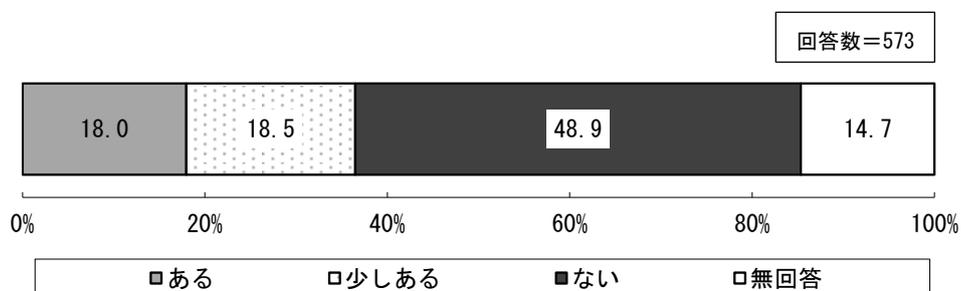
障害の有無や程度にかかわらず、共に生活していくためには、個性や違いを認め合い、相互に理解を深め、支え合うための「心のバリアフリー」を地域社会全体で進めていく必要があります。

障害福祉に関する調査の結果をみると、障害があることで差別や嫌な思いをしたことの有無について、「ある」と「少しある」を合わせると4割近くが嫌な思いを経験していると回答し、特に、18歳～29歳では約8割と高くなっています。また、障害別では、発達障害診断者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」の割合が高く、外出先や学校、仕事場などで差別や嫌な思いを感じていると答えています。

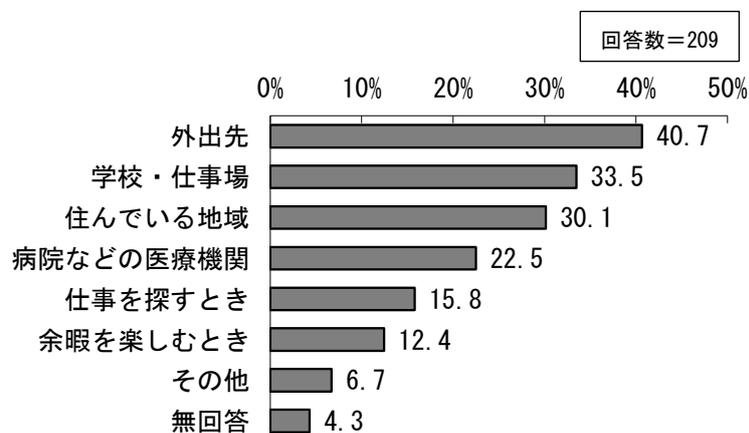
町では、福祉教育を推進するため、必要に応じた町社会福祉協議会や福祉教育推進校の取組を支援するとともに、障害者週間に合わせて開催するふれあいフェスタ等において、障害や障害のある人に対する理解を深めるための取組を推進しています。

今後も関係機関・団体等と連携しながら、さまざまな交流や体験等を通して障害に対する理解を深め、障害の有無にとらわれることなく、相互に支え合う意識を醸成していくことが必要です。

### ■障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



### ■どのような場所で差別や嫌な思いをしたか（複数回答）



## 【施策の方向】

障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら地域で共に暮らしていくことが日常となるよう、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。特に、外見からはわかりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解促進を図ります。

## 【主な取組内容】

### 1-1-1 福祉教育・啓発活動の充実

- 障害者団体や障害者施設等が行う啓発活動に対し、活動機会や活動場所の提供、活動の周知などの支援を行います。
- 「障害者週間」等において、障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- さまざまなハンディキャップに対して必要な気配りやサポートの手法等についての講習会、擬似体験教室を行います。
- 小中学校においてキャップ・ハンディ体験などの学習を取り入れ、障害に対する理解を深めるための学習機会を設けていきます。

### 1-1-2 多様な交流機会の拡充

- 各行政区等と連携し、地域活動・行事等において障害のある人が参加しやすい活動内容や環境づくりへの工夫を促進します。
- 自治会や老人クラブ等の地域活動団体における障害者団体との交流を促進します。
- 学校等における児童・生徒同士の日常的な交流機会の充実を図ります。
- 特別支援学校に通う子どもたちが地域との接点を持てるよう支援します。

### 1-1-3 ボランティア活動機会の充実

- ボランティアを養成するための講座を開催するとともに、関係機関等が開催する各種講座、研修会の周知と参加促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をしたい人と受け入れ側との橋渡しやコーディネート機能の強化を図ります。

## 施策1-2 人権・権利擁護の推進

### 【現状と課題】

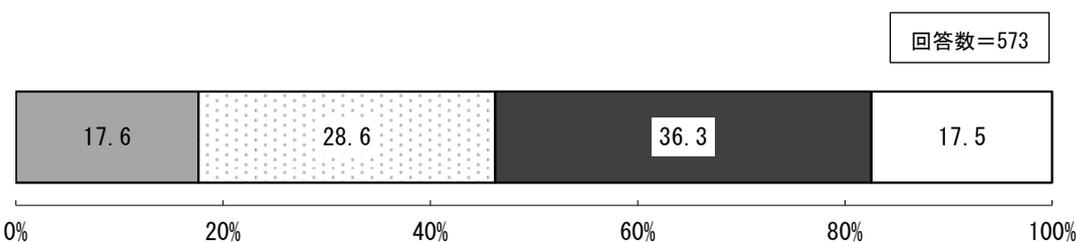
障害の有無や程度にかかわらず、誰もが主体的で豊かな生活を地域で送るためには、一人一人の人権が尊重され、権利が守られなければなりません。

障害のある人の権利を擁護するための制度として、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」や後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」等があります。町では、成年後見の申立や後見人の費用等を助成する制度を設けるなど、利用しやすい環境づくりを図っていますが、その認知度は決して高くはなく、必要な人が十分利用しているとはいえない状況であり、制度の周知と実施体制の強化が課題となっています。

また、平成24年10月には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障害者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人の通報や自治体による相談窓口の整備が義務付けられています。地域ぐるみで虐待を防ぎ、早期発見・早期対応していく体制づくりを推進していく必要があります。

さらに、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、さまざまな場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」などが求められているところであり、障害特性に応じた環境整備を推進していく必要があります。

■成年後見制度の認知度



□名前も内容も知っている □名前を聞いたことがあるが、内容は知らない ■名前も内容も知らない □無回答

## 【施策の方向性】

基幹相談支援センターが中心となり、障害者虐待防止法の周知や啓発活動、適切な運用を通じて、障害者虐待の未然防止や早期発見・迅速な対応につなげます。また、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者差別解消法の周知に向けた積極的な広報・啓発活動を行います。さらに、知的障害や精神障害により判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進します。

## 【主な取組内容】

### 1-2-1 障害者虐待の防止

- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するためのしくみの整備を促進します。
- 関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の構築と指針等の作成を進めます。
- 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

### 1-2-2 障害を理由とする差別解消に向けた啓発

- 施設、職場、家庭などさまざまな場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約など、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための啓発活動を広く行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、県や専門的機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上におけるさまざまな場面で合理的配慮の提供を促進します。

### 1-2-3 成年後見制度等の活用の推進

- 判断能力が十分でなく福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことが難しい人のための日常生活自立支援事業（まもり一歩）や成年後見制度などの周知と利用が必要な人に対する活用支援を図ります。

## 施策1-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進

### 【現状と課題】

誰もが住みやすいまちづくりに向けて、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除き、誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」の視点が求められています。また、日常生活や社会生活を営む上で、情報は欠かせないものであり、障害の有無にかかわらず円滑に情報を取得し、利用できる環境や合理的配慮が必要です。

障害福祉に関する調査結果をみると、外出時に困ることとして、「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降りがたいへん」、「障害者用の駐車スペースや手すり、スロープ、案内表示など、障害者に配慮した設備が不十分である」等バリアフリーに関する項目のほか「外出先でコミュニケーションがとりにくい」、「困った時にどうすればいいか心配」とする人の割合が高く、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化が求められています。

町では、新規に整備する公共施設等についてはバリアフリーに配慮した設計となっておりますが、既存施設のバリアフリー化改修は財源的にも難しく未着手の状況となっており、必要な予算の確保に努めつつ、計画的な整備を推進するとともに、困った人を見かけた際の声かけや配慮などにより社会的バリアを除去していく地域づくりや、障害特性に応じたアクセシビリティの向上を図っていく必要があります。

#### ■外出時に困ることの上位5項目（複数回答）

##### [身体障害者手帳]

(単位：%)

道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降りがたいへん	障害者用の駐車スペースや手すり、スロープ、案内表示など、障害者に配慮した設備が不十分である	特にない・ほとんど外出しないのでわからない	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配
22.8	17.3	16.7	13.4	11.9

##### [療育手帳]

(単位：%)

外出先でコミュニケーションがとりにくい	特にない・ほとんど外出しないのでわからない	困った時にどうすればいいのか心配	道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降りがたいへん	発作など突然の身体の変化が心配	外出にお金がかかる	気軽に利用できる移送手段が少ない
27.1	22.9	21.4	12.9	11.4	11.4	11.4

##### [精神障害者保健福祉手帳]

(単位：%)

外出にお金がかかる	困った時にどうすればいいのか心配	まわりの人の目気になる	外出先でコミュニケーションがとりにくい	特にない・ほとんど外出しないのでわからない
39.0	26.8	24.4	19.5	17.1

## 【施策の方向性】

誰もが安心して外出でき、安全に過ごすことができる地域づくりを進めるため、障害の有無や程度にかかわらず移動しやすい環境の整備や安全に暮らせる住環境の整備、障害のある人に配慮した総合的なまちづくりを推進します。

## 【主な取組内容】

### 1-3-1 移動しやすい環境の整備

- 既存の公共建築物の点検を行い、必要に応じて改修計画を作成し、建て替え等の機会に整備を推進します。
- 国土交通省、県土木事務所、JR、建設主管課等とバリアフリー化について調整を進めます。
- バリアフリー化改修についての財源措置について、県町村会を通じて要望していきます。
- 障害のある人の移動や外出に便利な情報をわかりやすいマップ等で提供します。

### 1-3-2 住環境の整備・改善

- 障害に対応した住宅改造の助成制度について周知するとともに、住宅改造等に関する専門的な相談機会を設けます。

### 1-3-3 情報のバリアフリー化

- パソコンやスマートフォン等のICT機器など、障害特性に応じた情報入手やコミュニケーションを支援する情報機器を活用するための情報提供や相談支援等を行います。
- 手話通訳者の設置や手話通訳者、要約筆記者の派遣などの意思疎通支援の充実を図ります。
- 町ホームページにおいて、障害のある人への配慮などアクセシビリティの向上を図るとともに、点字や音声による広報など、町政や施策・事業、サービス等に関する情報提供を推進します。

## 基本目標 2 自分らしく、いきいきと生活できるまち

### 施策 2-1 活動・活躍の場、居場所づくり

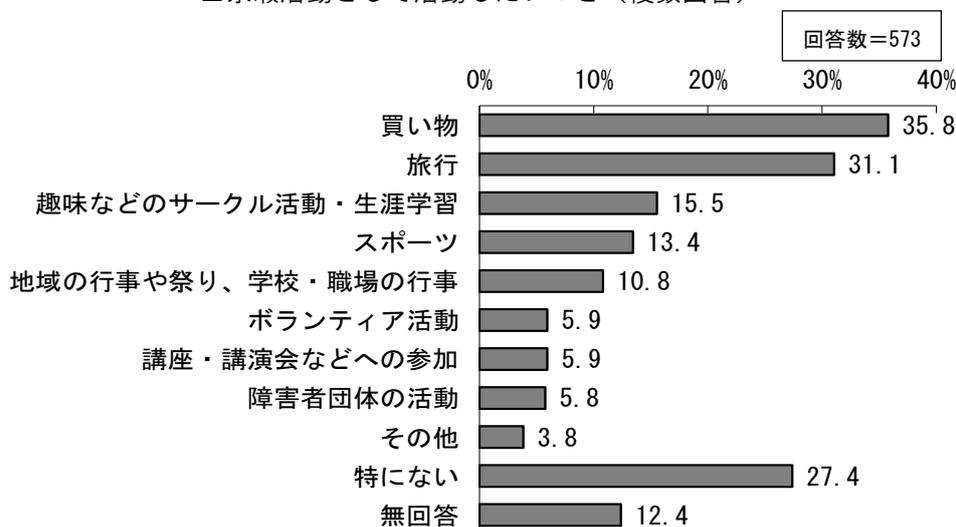
#### 【現状と課題】

障害のある人が地域で生きがいを持って暮らしていくためには、意欲や能力に応じ、余暇活動や生きがい活動、学習活動等に参加できる環境づくりを推進していくことが重要です。

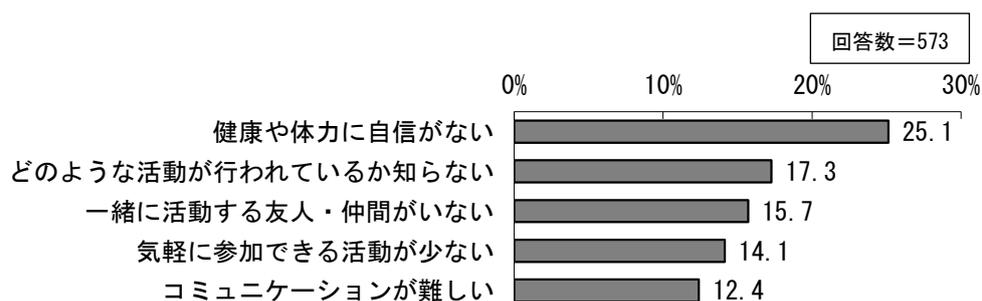
障害福祉に関する調査では、活動したい余暇活動として、「買い物」、「旅行」等が上位に来る一方で、「特にない」とする人も3割近くとなっています。また、地域での行事や活動への参加を妨げる要因として、「健康や体力に自信がない」に加え、「どのような活動が行われているか知らない」、「コミュニケーションが難しい」、「一緒に活動する友人・仲間がいない」等も上位に来ており、特に知的障害者、精神障害者でその割合が高くなっています。

現在、自立支援協議会や事業所が中心となってイベントを開催するなど活動、活躍の場の創出に取り組んでいます。今後は、活動の周知や参加しやすい工夫等により参加促進を図るとともに、継続的な参加ができる活動の充実を図ることにより、活動を通じた仲間づくり、居場所づくりを図っていく必要があります。

■余暇活動として活動したいこと（複数回答）



■地域の行事や活動への参加にさまたげとなること（複数回答）上位5項目



## 【施策の方向性】

各種イベントやレクリエーション活動等の充実や参加を促進し、参加を通じて地域とのつながりや仲間づくりを図ります。また、障害のある人が文化芸術活動に親しむことができる環境の整備を図るとともに、活動の成果を発表、展示する機会を充実させます。さらに、誰もが気軽に集い、交流できる場を創出し、居場所づくりを促進します。

## 【主な取組内容】

### 2-1-1 気軽に参加できるイベント等の充実

- 障害のある人の社会参加活動を支えるためのボランティアの育成を図るとともに、各種イベント等におけるボランティア参加の促進を図ります。
- 障害者団体等が行うイベントの開催や活動に対する支援を行います。

### 2-1-2 スポーツ、文化芸術活動の支援

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ・レクリエーション、文化活動等を行うサークル活動を支援します。
- 本人の意向をくみ取り、障害に理解のある指導者の育成や招へい等に努めます。
- 公民館活動等の生涯学習推進事業において、障害の有無にかかわらず参加できる活動機会の提供に努めます。

### 2-1-3 日中活動の場、居場所の創出

- 地域活動支援センター等による創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流機会の充実を図ります。
- 高齢者や障害者といった枠組みを超えて交流できる沙龙的な場の創設に取り組みます。

### 2-1-4 活動、支援内容の周知

- 各種イベントやサークル活動、町及び関係団体が行っている活動支援等の情報を周知し、参加促進を図ります。

## 施策２－２ 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実

---

### 【現状と課題】

障害のある子どもたちの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期に一人一人の状態を把握しながら、関係機関との連携による教育を推進していくことが重要となります。また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育システム<sup>3</sup>（包容する教育制度）」の推進が求められています。

町では、幼稚園及び保育所等において障害児保育を実施していますが、その充実を図っていくためには、保育士、看護師等のマンパワーの確保や専門性の向上、障害特性に応じた施設整備等が課題となっています。

さらに、インクルーシブ教育システムを推進するためには、合理的配慮がなされた教育環境の整備を図るとともに、地域住民の理解・協力を得ていくための取組を推進していく必要があります。

---

<sup>3</sup> インクルーシブ教育システム：一人一人の多様性を尊重し、精神的・身体的能力を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。

## 【施策の方向性】

多様な教育的ニーズに応じ、就学前から卒業までの切れ目ない指導・支援を受けることができる体制の強化と教育環境の整備を進めます。また、共生社会の実現に向けて、可能な限り共に教育を受けることのできるしくみの整備を進めるとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

## 【主な取組内容】

### 2-2-1 切れ目のない支援体制の充実

- 乳幼児期から学校卒業後を含めた生涯にわたる一貫した効果的な相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関による連携強化と情報共有のしくみづくりを推進します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を図ります。

### 2-2-2 障害児保育・教育の充実

- 保育所・幼稚園等における障害児の受け入れ体制と障害特性に配慮した保育の充実を図ります。
- 保育士、幼稚園教諭及び保護者の障害に対する正しい知識の習得と理解を深めるための取組を促進し、資質向上を図ります。
- 障害児が通う保育所・幼稚園等に専門的スタッフが訪問し、障害児及び保育士等に対して専門的な支援を行います。

### 2-2-3 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の充実

- 一人一人の発達段階や障害の特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。
- 教育・療育施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害特性に対応した情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備に努めます。
- 障害に配慮した教育を実施するための職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携等により、指導體制の強化を図ります。

### 2-2-4 インクルーシブ教育システムに対する理解促進

- インクルーシブ教育システムの推進に向けて、地域住民の理解・協力が得られるよう、特別支援学校の在籍児童・生徒が地域の小中学校において交流・共同学習を行う等により、その意義や合理的配慮等に対する理解促進を図ります。

## 施策2-3 雇用の促進と就労支援の充実

### 【現状と課題】

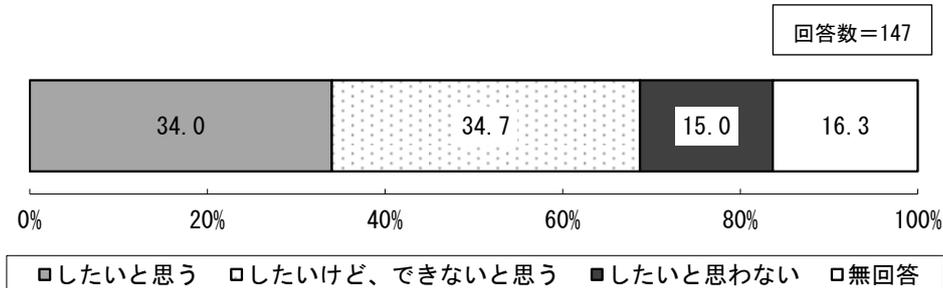
障害のある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが大きな役割を果たします。

障害福祉に関する調査では、仕事上、困っていることや不安として、「収入が少ない」の割合が4割近くで最も高くなっています。また、現在働いていない64歳未満の人のうち、約7割の今後、収入を得る仕事を「したいと思う」あるいは「したいけど、できない」「働きたい」と回答しており、働く意欲を持ちつつも働くことができない障害者も多い状況がうかがえます。障害者が働くための環境で大切なことについては、「周囲が自分を理解してくれること」、「障害にあった仕事であること」、「勤務する時間や日数を調整できること」が上位にきています。

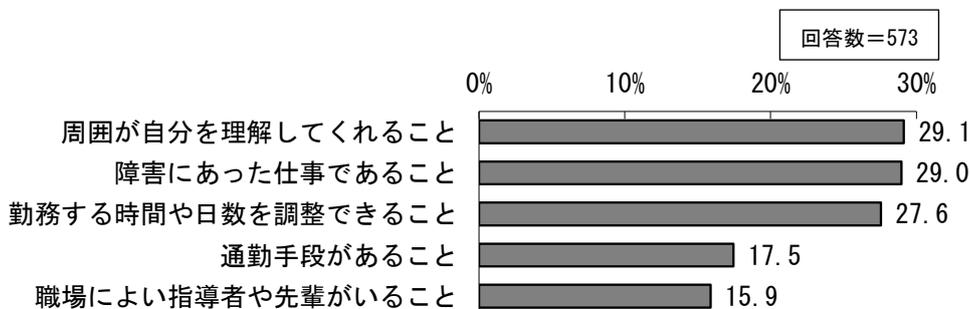
こうした状況を踏まえ、収入の確保・向上を図るとともに、職場での理解や働き方への配慮など障害があっても働きやすい雇用環境づくりや障害の特性、程度に応じた多様な働く場の創出を図っていく必要があります。

町内には、就労を支援する障害福祉サービスとして、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）があり、利用者も増加してきています。一層の工賃向上や支援員のスキルアップ等による就労移行促進に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

■収入を得る仕事への就労意向



■障害者が働くための環境で大切なこと（複数回答）



## 【施策の方向性】

働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の確保に努めるとともに、就労支援の充実を図ります。また、一般就労が困難な人に対する福祉的就労の場の充実と工賃水準向上のための取組を推進します。

## 【主な取組内容】

### 2-3-1 雇用促進と就労環境の整備

- 関係機関と連携し、企業等に対して法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大など、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障害者雇用の一層の促進を図ります。
- 企業に対し、障害特性に応じた働きやすい環境の整備や短時間雇用、在宅就業等の普及・啓発、ITを活用した在宅就労支援などを働きかけます。
- 事業主に対し、募集や採用、賃金、配置、教育訓練等の場において、障害があることを理由に排除することや不利な条件とするなどの差別を禁止することや、障害特性に応じた合理的配慮についての啓発を行います。
- サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練など、就労移行支援の充実を図ります。
- トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）やジョブコーチ（職業適応援助者）、職場適応訓練制度（職場環境に慣れるための訓練）など、就労支援にかかる各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。

### 2-3-2 多様な就労の場の確保

- サービス事業所等と連携を図りながら、障害特性に対応した就労の場の確保・充実に努めます。
- 物品の購入や業務委託などにおいて、障害者優先調達法に基づき、町による障害者就労施設等からの物品等の調達の増大を図るとともに、商品力の向上や販路拡大を支援し、受注の拡大等につなげていきます。
- 「農・福連携」による就労支援を推進します。

## 基本目標 3 安全で安心して生活できるまち

### 施策 3-1 相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

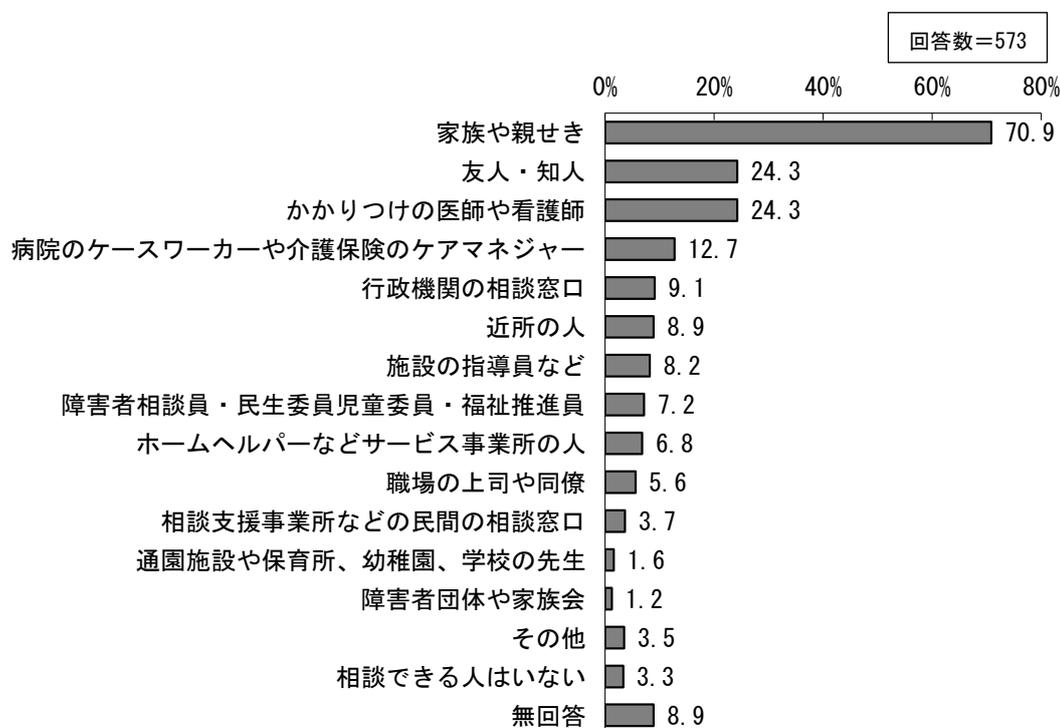
障害があっても地域で安心して暮らしていくためには、障害者一人一人の固有ニーズに応じた相談支援が必要です。

障害福祉に関する調査の結果をみると、悩みや困ったことの相談相手として、「行政機関の窓口」や「障害者相談員・民生委員児童委員・福祉推進員」、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」と回答した人は1割以下となっており、窓口や相談員の周知と気軽に相談できるための工夫が必要です。

本町の相談支援体制として、圏域内の事業所2か所に委託して相談支援事業を実施しているほか、障害者相談員を配置し、身近な相談に応じています。また、障害者や家族、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健医療、福祉関係者等により構成する「涌谷町障害者自立支援協議会」を設置し、地域における支援ニーズや課題の共有を図るとともに、障害福祉サービス及び相談体制の充実に取り組んでいます。

今後は、基幹相談支援センターを中心に関係機関の連携のもと、一人一人が抱える課題や思いに寄り添ったきめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援につながっていない障害者を把握し、必要な支援につなげていくことができる体制の構築が必要です。

■ 悩みや困ったことなどの相談相手（複数回答）



## 【施策の方向性】

身近な地域で相談支援を受けることができるよう、さまざまな障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。また、自己決定に基づき必要な支援を適切に受けられるよう、利用者本位のサービス提供を推進するとともに、民生委員児童委員や福祉相談員をはじめ、関係機関等の連携のもと、支援が必要な障害者等の把握に努め、課題に寄り添った相談支援につなげます。

## 【主な取組内容】

### 3-1-1 相談支援体制の充実

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター、地域包括支援センター等において各種相談を総合的に受け付け、専門機関につなげる窓口の体制強化を図ります。
- 涌谷町障害者自立支援協議会の定期的な開催等により関係機関と連携を図り、顔の見える関係づくりを進めます。
- 周辺市町や県の関係機関と連携して、難病患者や発達障害、高次脳機能障害等を含め、障害特性に応じた専門的な相談機能の充実を図ります。
- 相談員に対し、事例検討や研修会等の参加等を通じて資質及び専門性の向上を図ります。
- 居宅介護支援専門員、障害福祉相談員の相互の勉強会と情報交換会の開催を通じ相互理解を深めます。

### 3-1-2 相談窓口等の利用促進

- 各相談窓口や相談員等の周知を図るとともに、利用しやすい環境づくりを整えます。
- 民生委員児童委員や福祉推進員、障害者相談員をはじめ、保健、福祉、医療等の関係機関等と連携し、支援が必要な障害者等の把握に努め、相談支援につなげます。

### 3-1-3 利用者本位のサービス提供の推進

- 一人一人の支援ニーズや障害特性に応じた利用者本位のサービス提供を推進するため、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害者がサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の作成における意思決定の支援を図ります。

## 施策3-2 障害福祉サービス等の充実

### 【現状と課題】

障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、支援ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスが提供される基盤の充実を図っていく必要があります。また、障害のある人の介護を行う家族等の負担を軽減し、地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

障害福祉サービスの利用件数及び給付費は年々増加しており、障害者を支えるしくみとして定着してきたことがうかがえます。中でも生活介護や就労継続支援、短期入所、相談支援等は利用が伸びてきています。これらのサービスは障害福祉に関する調査でも今後の利用意向が高くなっており、ニーズに応じたサービス基盤の整備に取り組んでいく必要があります。

また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援にかかるサービス提供基盤の計画的な整備・確保に向けた「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。本町においても、発達段階や障害特性に応じた支援が行える基盤整備に取り組んでいく必要があります。

#### ■ 涌谷町内の障害福祉サービス提供事業所（平成30年1月現在）

事業所名	提供サービス
ゆうらいふホームヘルプサービス	居宅介護、重度訪問介護、訪問入浴
社会福祉法人共生の森	生活介護、就労移行支援、就労継続支援(B型)、共同生活援助
涌谷とうふ店	就労継続支援(A型)
涌谷・放送字幕制作センター	就労継続支援(A型)
るーぶ涌谷	特定相談支援、障害児相談支援
りーも	特定相談支援、障害児相談支援

(出典：WAM-NET)

### 【施策の方向性】

一人一人の障害の状態や生活状況等を踏まえ、支援ニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できる基盤の充実を図ります。また、施設や病院等から地域生活への移行を支援するため、生活の場となるグループホーム等の整備を推進するとともに、関係機関等が連携し、生活全般にわたる支援の充実を図ります。

## 【主な取組内容】

### 3-2-1 サービス提供基盤の充実

- 近隣市町と連携しながら、本町の障害者・児が利用できるサービス提供事業所の確保を図ります。
- サービス提供事業所と連携し、支援ニーズに応じた創意工夫によるきめ細かなサービス提供を促進します。

### 3-2-2 地域生活への移行支援

- 地域における生活の場としてのグループホームの整備を推進します。
- 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、保健・医療・福祉関係者による顔の見える関係づくりを行うなど、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

### 3-2-3 障害児支援の充実

- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。
- 障害児が通う保育所・幼稚園等に専門的スタッフが訪問し、障害児及び保育士等に対して専門的な支援を行います。

### 3-2-4 家族等に対する支援の充実

- 緊急時及び一時的な休息のための短期入所や預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 介護等を行う家族や支援者等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。

### 3-2-5 マンパワーの確保と質の向上

- 広く人材を求めるため、県社協で開催している職場説明会等を活用します。
- 自立支援協議会等において事例検討を重ねていくことにより、サービスの質の向上を図ります。

## 施策3-3 保健・医療の充実と連携強化

### 【現状と課題】

障害者が地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で一人一人の状態に合わせた医療を受けることができ、また、その有する能力や機能を十分発揮できるような適切なリハビリテーションを受けることができる環境づくりが必要です。また、妊娠、出産期や幼児期から高齢期に至るまで、切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供により、障害の重度化や疾病の予防、早期発見と適切な治療につなげていく体制の整備が重要です。

障害福祉に関する調査では、地域で生活するために必要な支援として、「主治医や医療機関が近くにあること」と回答した人の割合が最も高くなっており、地域生活における医療体制の重要性の高さがうかがえます。地域医療体制の確保と併せ、県や関係機関等と連携しながら医療機関における障害に対する理解や専門性の向上、リハビリテーション専門職の確保を図っていく必要があります。

疾病予防及び早期発見においては、ライフステージに合わせて健康診査や健康教育等の各種保健事業を実施し、健康状態の把握や健康づくりの促進を図るとともに、必要に応じて精密検査や専門的な機関につなげています。今後は、関係機関と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害、難病などへの適切な対応に向けた体制の強化とさらなる理解の促進が必要です。

### 【施策の方向性】

学校、職域、地域等と連携しながら、障害の原因となる生活習慣病の予防やこころの健康づくりの取組を推進するとともに、各種健診や保健事業等を通じて、疾病の早期発見、早期対応を図ります。また、県や関係機関と連携し、障害のある人が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けることができる環境の整備を図ります。

### 【主な取組内容】

#### 3-3-1 早期発見、療育の推進

- 乳幼児や妊産婦、高齢者をはじめ、各ライフステージにおける各種健康診査・検診の受診を促進し、疾病等の早期発見と適切な治療・療育へとつなげます。
- 健診等において疾病や発育発達遅滞がみられた場合は、関係機関と連携を図りながら、家族への助言・指導や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期の適切な対応につなげます。

#### 3-3-2 疾病等の予防

- 障害の原因となる脳血管疾患、糖尿病等のいわゆる生活習慣病の予防のため、健康教育

や健康診査・保健指導など、健康増進事業の一層の充実を図ります。

- 骨粗しょう症の早期発見に努め、栄養面の適切な助言・指導、運動指導等により骨粗しょう症を予防するなど、転倒・骨折予防を図ります。

### **3-3-3 医療体制の充実**

- さまざまな障害について理解し、専門的な治療やリハビリを受けられることができる医療機関の充実を図ります。また、医療機関についての情報提供に努めるなど、必要な医療を受けられることのできるための支援を行います。
- 医療的ケアに対応できる事業所、人材の確保・育成に努めます。
- 専門的な知識や治療を要する障害者への歯科治療に対応できる医療機関の確保に努めます。

### **3-3-4 こころの健康づくりの推進**

- 学校や職域、地域等と連携・協力しながら、心の健康づくりのための取組を推進します。
- 健康相談や電話相談において、心の問題に対する相談を受け付けるとともに、「こころの健康相談」をはじめ、精神保健にかかる各種相談窓口の周知を図ります。
- 精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を図り、早期受診、早期治療の促進を図ります。

## 施策3-4 防災・防犯対策の充実

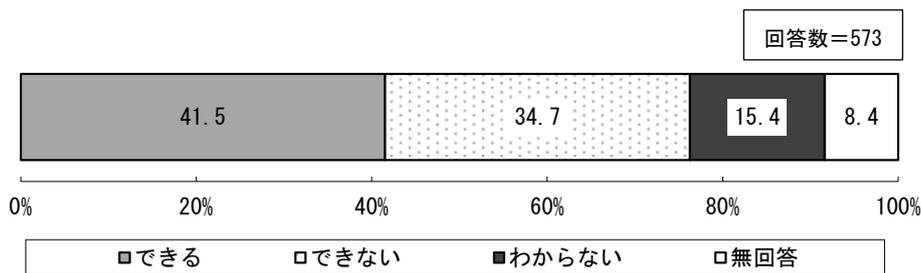
### 【現状と課題】

東日本大震災の経験から、地域におけるコミュニティの大切さを再認識するとともに、災害時における障害者の避難支援の重要性が浮き彫りになりました。その後も大雨による浸水・土砂災害への警戒など避難を必要とする自然災害が発生しており、地域住民の理解と協力を得ながら、障害のある人が安全に避難し、安心して避難生活を送ることができる環境・体制の強化を図っていく必要があります。

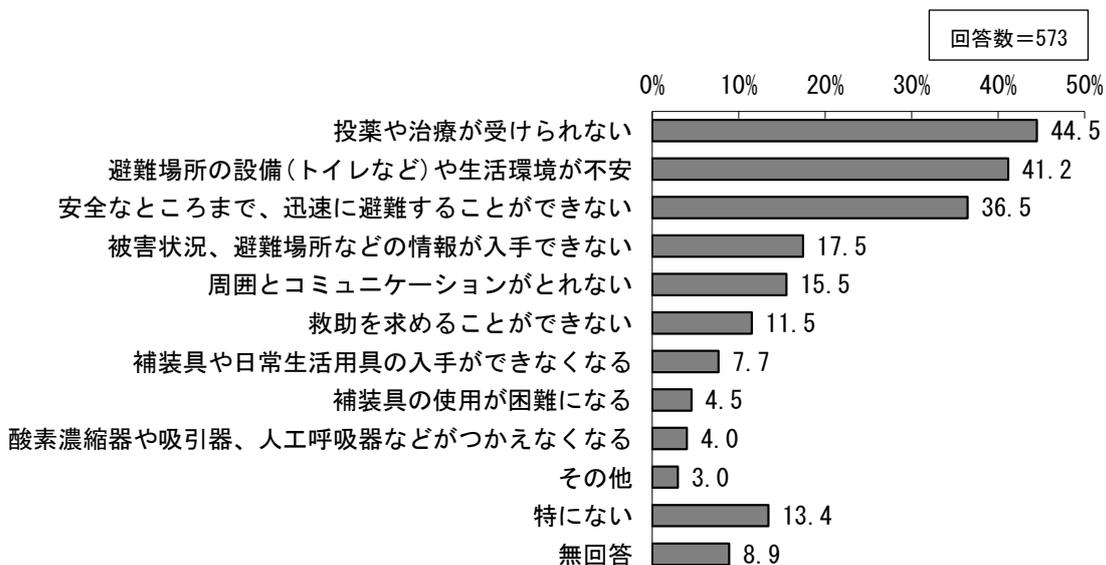
障害福祉に関する調査では、3割以上の方が災害時に一人では避難できないと回答しています。また、災害時に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」等が上位にきています。こうしたことから、地域との連携・協力を得ながら、避難支援体制の構築を図るとともに、障害特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができる避難所運営の体制づくりを図っていく必要があります。

防犯対策では、障害特性によっては犯罪の被害者となる危険性が高いほか、警察への通報や相談にも困難を伴うことが多いことから、家族やサービス事業者など周囲の関係者をはじめ、地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

#### ■災害時に一人で避難できるか



#### ■災害時に困ること（複数回答）



## 【施策の方向性】

災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、障害特性に応じた適切な情報提供を行いつつ、地域との連携・協力のもと、障害者の避難支援体制の強化を図るとともに、避難生活においても必要な福祉・医療サービスの継続を行うことができる体制の整備を推進します。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るための対策の充実を図ります。

## 【主な取組内容】

### 3-4-1 防災対策の推進

- 災害時に配慮が必要な障害者の把握と台帳づくりを進めるとともに、地域や事業所等の協力・連携のもと、一人一人の障害の状態や生活状況に応じて安全に避難できるための支援体制の強化を図ります。
- 災害発生時において又は緊急時において、当事者と迅速かつ的確に情報が共有できるよう、障害特性に応じた伝達体制づくりを図ります。
- 災害時の避難場所等において、障害者に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。
- 医療機関や障害者施設等の協力を得ながら、障害者が安全・安心して過ごすことができる福祉避難所の確保を図ります。
- さまざまな災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるための準備を推進するとともに、障害者や家族等への積極的な参加と住民への啓発活動を行います。

### 3-4-2 防犯対策の推進

- 関係機関と連携を図り、犯罪に巻き込まれないための対策や行動等についての啓発活動を推進します。
- 民生委員・児童委員や行政地区、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。
- 消費者被害防止に向けた意識啓発・広報活動、消費者教育等の充実に努めるとともに、関係機関との連携・協力体制のもと、配慮を要する障害者などの特殊詐欺や悪質商法による被害の早期発見・被害回復に努めます。

## **第3部 障害福祉計画**



# 第1章 成果目標

## 第1節 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成32年度末における目標値を設定します。

本町では、平成28年度末現在、15人が施設に入所しており、そのうち2人(13.3%)の地域移行を目指します。

また、国の指針では、施設入所者数の削減を目標として掲げていますが、平成29年12月現在において15人が入所しており、本町における施設入所に対する利用ニーズを踏まえ、平成28年度末の入所者数と同程度の人数とすることとします。

### ■国が示す基本的な考え方

- 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行する。
- 平成32年度末までに、平成28年度時点の施設入所者数から2%以上削減する。

### ■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
平成28年度の施設入所者数 (実績)	15人	平成28年度末の施設入所者数
【目標値】 平成32年度末までの地域生活移行者数	2人 (13.3%)	国の指針を踏まえ設定
【目標値】 施設入所者数の削減	0人	地域の障害者の利用ニーズを踏まえ、削減は見込まない

## 第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期的に入院している精神障害者の地域生活への移行等にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成32年度末までに、圏域ごと、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■国が示す基本的な考え方

- 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

■涌谷町の目標設定

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度までに圏域にて共同設置を目標とする。

## 第3節 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点又は面的な体制について、平成32年度までに少なくとも1つを整備することが目標として掲げられています。

本町においては、平成30年4月設置、運用開始とします。

■国が示す基本的な考え方

- 地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。

■涌谷町の目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成30年4月設置、運用開始し運営体制の強化、充実を目指す

## 第4節 福祉施設から一般就労への移行等

### ①福祉施設利用者の一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中の一般就労への移行者数の目標値を設定します。

本町では、平成28年度に1人の一般就労移行の実績があり、平成32年度中の目標値を3人と設定します。

#### ■国が示す基本的な考え方

○平成32年度中の一般就労移行者が平成28年度実績の1.5倍以上とする。

#### ■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数 (実績)	1人	平成28年度中の実績
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	3人 (3倍)	就労移行支援事業所と連携し、国の指針を上回る目標値を目指す

### ②就労移行支援事業の利用者数

①の目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数を目標値として設定します。

本町の平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数は3人であり、平成32年度末の目標値を5人とします。

#### ■国が示す基本的な考え方

○平成32年度末における就労移行支援事業利用者が平成28年度末実績の2割以上増加する。

#### ■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
平成28年度末の 就労移行支援事業の利用者数 (実績)	3人	平成28年度末実績
【目標値】 平成32年度末の 就労移行支援事業の利用者数	5人	国の指針を踏まえて目標値を設定

### ③就労移行率

①の目標を達成するため、事業所ごとの就労移行率を目標値として設定します。

本町には、就労移行支援事業所があり、移行率は0%となっています。平成32年度には3割以上の移行率を目指します。

<p>■国が示す基本的な考え方</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p>
---

#### ■涌谷町の目標設定

項 目	数 値	考 え 方
町内の就労移行支援事業所	1 箇所	平成 28 年度末現在
町内の就労移行支援事業所のうち、平成就労移行率が3割以上の事業所数（実績）	0 箇所	平成 28 年度実績
【目標値】 町内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数	1 箇所 (100%)	就労移行支援事業所と連携し、移行率向上を目指す

### ④職場定着率

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の目標値を設定します。

国の指針に基づき、8割の定着率を目指します。

<p>■国が示す基本的な考え方</p> <p>○就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。</p>
--

#### ■涌谷町の目標設定

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 就労定着支援事業開始から1年後の職場定着率	8 割	国の指針に基づき設定

## 第2章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

### 第1節 訪問系サービス

#### ①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

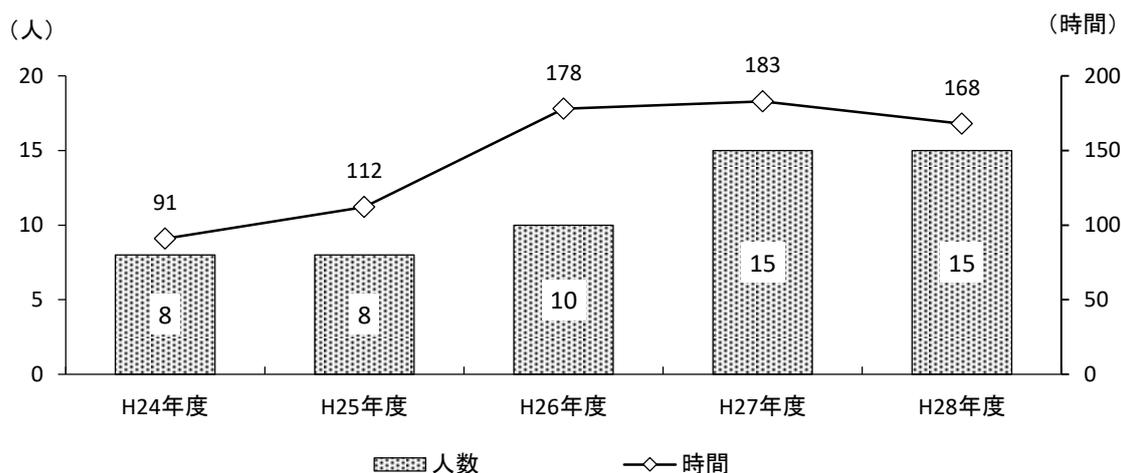
##### ■サービス内容

事業項目	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

##### ■利用状況

居宅介護の利用者数は増加傾向にあり、平成28年度は月平均15人、168時間の利用となっています。また、平成27年度以降、1人の方が行動援護を利用しています。

重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありませんでした。



■ 計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量	時間/月	282	300	350	395
	実利用者数	人	16	18	21	25

■ 確保の方策

関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増大に対応します。特にニーズが見込まれる同行援護や行動援護の供給体制の確保に努めます。

## 第2節 日中活動系サービス

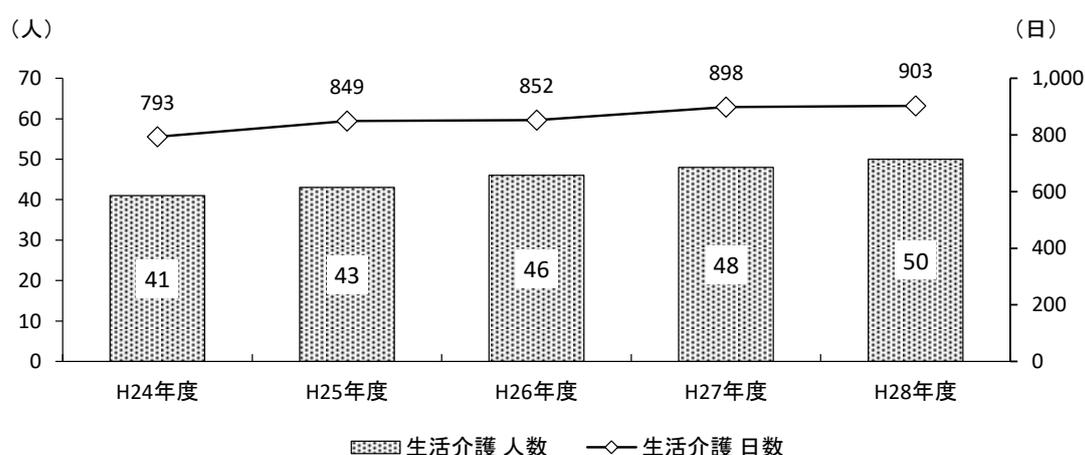
### ①生活介護

#### ■サービス内容

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、又は50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、昼間の入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。

#### ■利用状況

平成24年度以降、年々利用者が増加しており、平成28年度で月平均50人、903日の利用となっています。



#### ■計画期間の見込量

	単位	見込	推計			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
生活介護	利用量	人日/月	910	1,000	1,100	1,140
	実利用者数	人	50	55	60	65

#### ■確保の方策

今後も、障害者の高齢化に伴って需要が拡大すると見込まれることから、事業所の定員拡大もしくは新規参入を促進し、供給体制の確保を図ります。

## ② 自立訓練

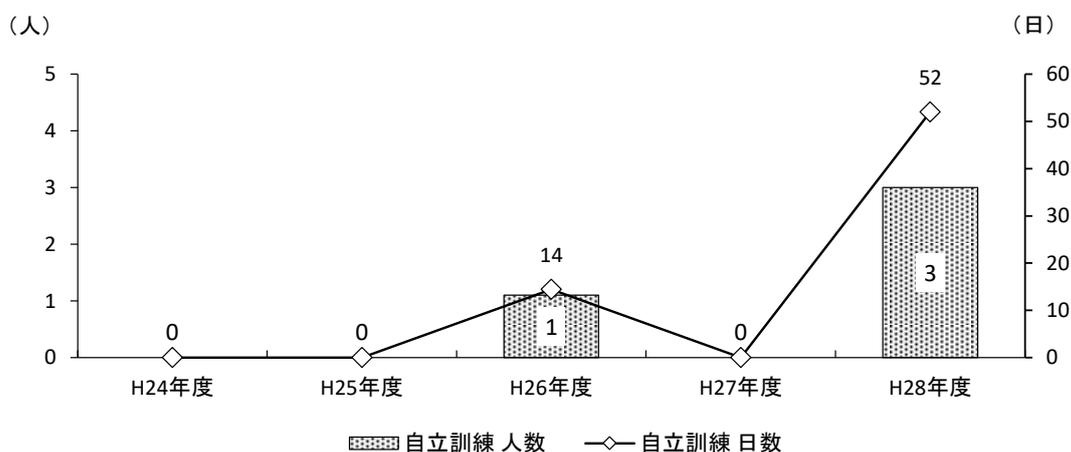
### ■ サービス内容

事業項目	事業内容
機能訓練	生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
生活訓練	生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

### ■ 利用状況

機能訓練は、これまで利用実績はありません。

生活訓練は、平成26年度で1人、平成28年度で3人の利用がありました。



### ■ 計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機能訓練	利用量	人日/月	0	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0	0
生活訓練	利用量	人日/月	62	80	80	120
	実利用者数	人	2	2	2	3

### ■ 確保の方策

生活訓練については、退院する精神障害者の地域移行を支える受け皿として、事業者に対して拡充や町内への事業所開設等の働きかけを行います。

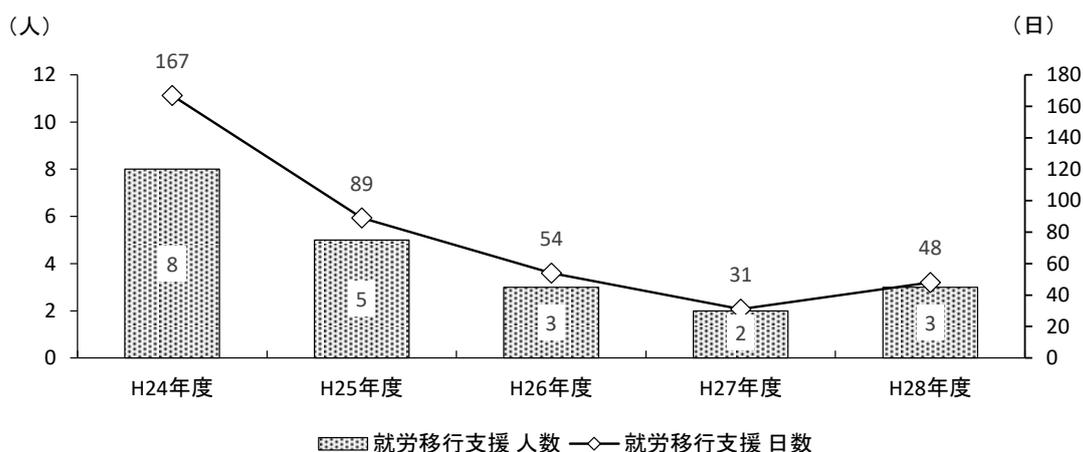
### ③就労移行支援

#### ■サービス内容

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業です。

#### ■利用状況

平成24年度以降、減少傾向にあり、平成28年度には月平均3人、48日の利用実績となっています。



#### ■計画期間の見込量

	単位	見込	推計			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
就労移行支援	利用量	人日/月	65	100	100	100
	実利用者数	人	3	5	5	5

#### ■確保の方策

本町に就労移行支援事業所が設置されており、見込み量の供給は確保可能です。福祉施設から一般就労への移行の成果目標達成に向け、事業者の確保による利用者の増加を図るとともに、県と連携しながら事業所における移行率向上に努めます。

## ④就労継続支援

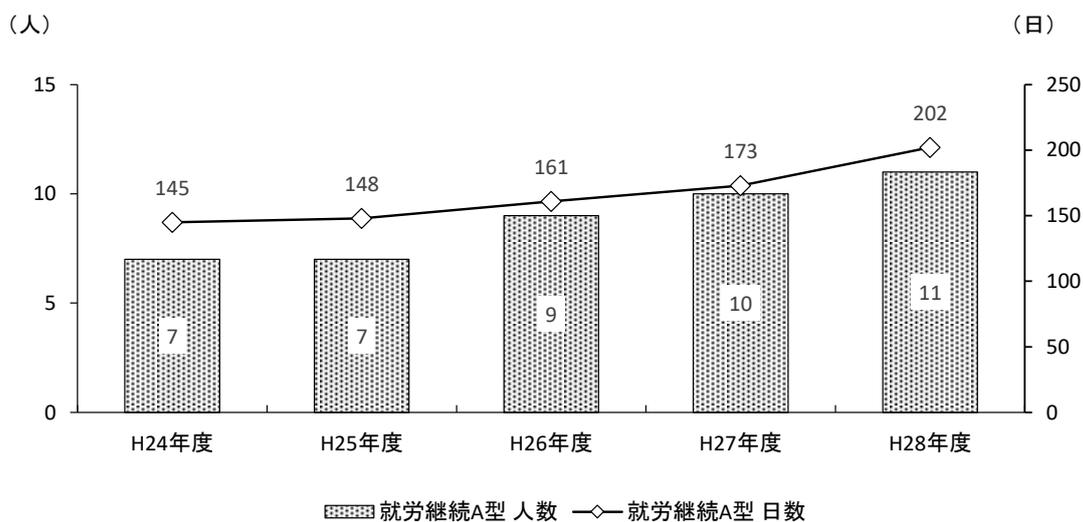
### ■サービス内容

事業項目	事業内容
就労継続支援<A型>	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援<B型>	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

### ■利用状況

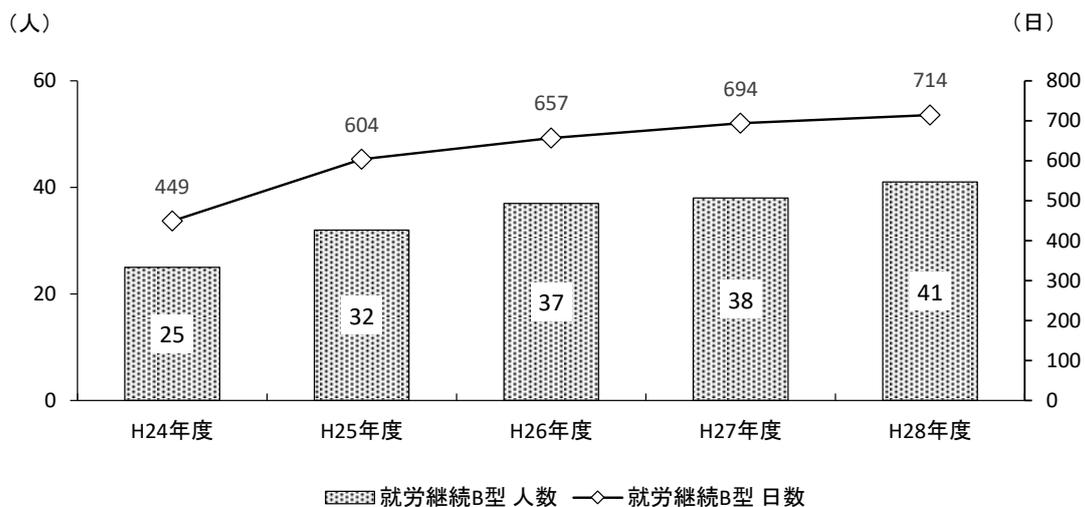
#### <A型>

利用者は増加傾向にあり、平成28年度は月平均11人、202日の利用となっています。



## <B型>

利用者は増加傾向にあり、平成 28 年度は月平均 41 人、714 日となっています。



## ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労継続支援 <A型>	利用量	人日/月	190	252	273	315
	実利用者数	人	9	12	13	15
就労継続支援 <B型>	利用量	人日/月	720	780	780	780
	実利用者数	人	39	40	40	40

## ■確保の方策

A型、B型ともに本町に事業所が1か所設置されています。引き続き、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

## ⑤就労定着支援

### ■サービス内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う事業です。

### ■利用状況

平成 30 年度より新設された事業です。

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	利用量	人日/月	—	5	5	10
	実利用者数	人	—	1	1	2

### ■確保の方策

関係機関と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

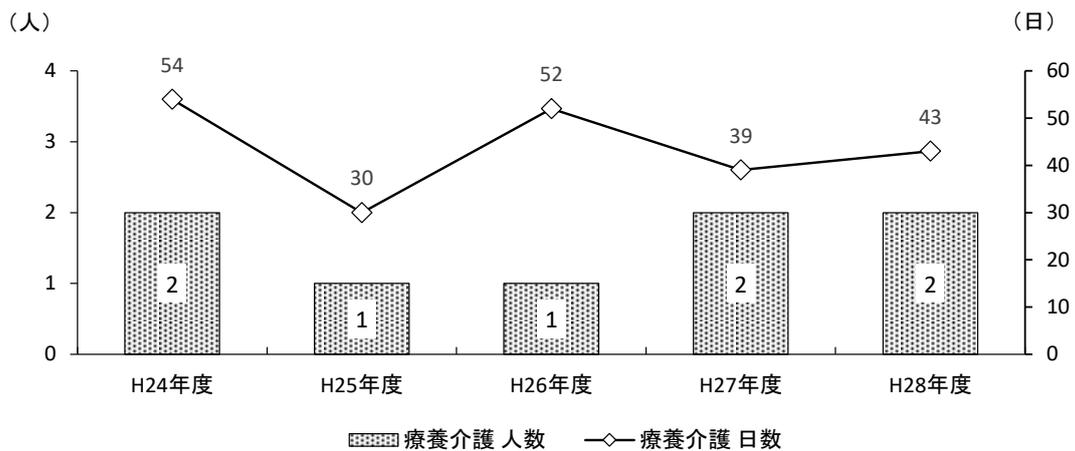
## ⑥療養介護

### ■サービス内容

病院などへの長期入院による治療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行う事業です。

### ■利用状況

平成24年度以降、月平均1～2人の利用実績となっています。



### ■計画期間の見込量

	単位	見込	推計			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
療養介護	実利用人数	人	2	2	3	4

### ■確保の方策

県及び関係機関と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

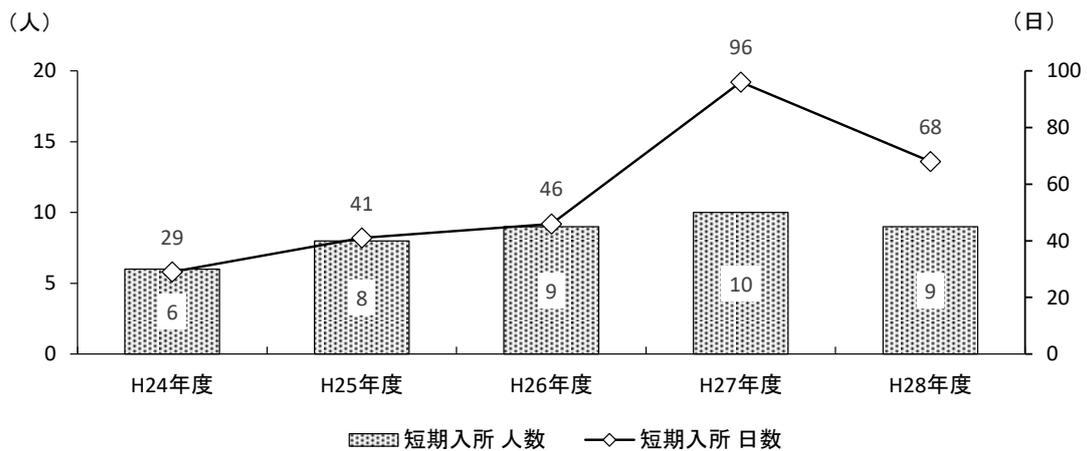
## ⑦短期入所

### ■サービス内容

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う事業です。

### ■利用状況

平成 24 年度以降、利用者数、利用日数ともに徐々に増加してきており、平成 28 年度で月平均 9 人、68 日の利用がありました。



### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 <福祉型>	利用量	人日/月	80	100	120	120
	実利用者数	人	18	20	30	30
短期入所 <医療型>	利用量	人日/月	3	6	6	6
	実利用者数	人	1	2	2	2

### ■確保の方策

利用者が増加傾向にあり、今後も需要の増加が見込まれます。平成 30 年度から町内事業所で開設されることをきっかけに、他事業者に対しても拡充の働きかけを行います。

## 第3節 居住系サービス

### ①共同生活援助

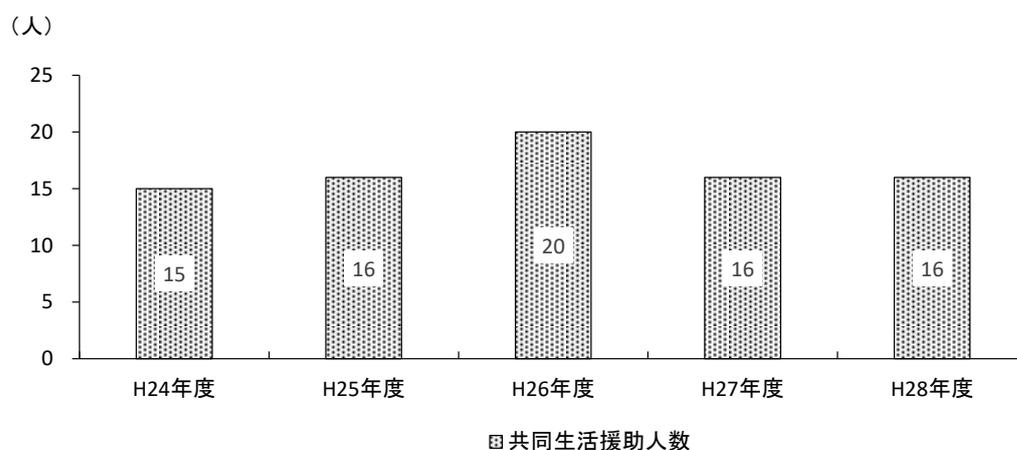
#### ■サービス内容

就労し、又は就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行う事業です。

平成26年4月より、共同生活介護が共同生活援助に一元化されています。

#### ■利用状況

平成26年度に一度増加していますが、概ね16人程度で推移しています。



#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	実利用人数	人	17	20	20	20

#### ■確保の方策

地域移行の受け皿として需要の増加が見込まれるため、事業者に対して拡充や町内への事業所開設等の働きかけを行います。

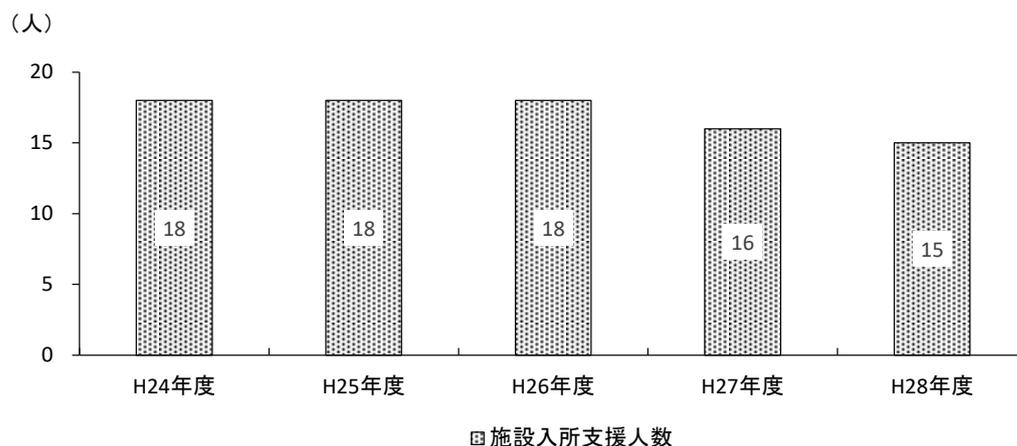
## ②施設入所支援

### ■サービス内容

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う事業です。

### ■利用状況

平成 27 年度以降、やや減少傾向にあり、平成 28 年度は 15 人の利用となっています。



### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	実利用人数	人	14	14	12	12

### ■確保の方策

地域移行を支援しつつ、必要な人が入所できる提供体制の確保を図ります。

### ③自立生活援助

#### ■サービス内容

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

#### ■利用状況

平成30年度より新設された事業です。

#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	実利用人数	人	—	0	1	1

#### ■確保の方策

関係機関と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

## 第4節 相談支援

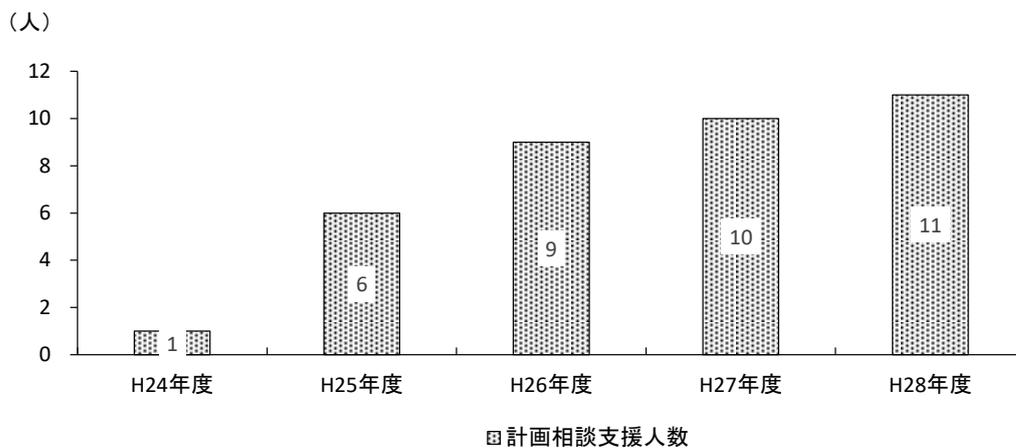
### ①計画相談支援

#### ■サービス内容

障害福祉サービスを利用する全ての障害者・児及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### ■利用状況

提供体制の整備に伴い利用者は増加してきており、平成28年度で11人の利用となっています。



#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実利用人数	人	25	25	25	25

※実利用人数は、各年度3月末現在

#### ■確保の方策

近隣自治体と連携し、提供体制の整備を進めていますが、サービス利用者全員の利用には至っていないため、提供できる体制の確保に努めます。

## ②地域移行支援

### ■サービス内容

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

### ■利用状況

これまで利用実績はありません。

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域移行支援	実利用人数	人	0	0	1	1

### ■確保の方策

圏域市町と連携し、実施できる体制の確保に努めます。

## ③地域定着支援

### ■サービス内容

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### ■利用状況

これまで利用実績はありません。

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域定着支援	実利用人数	人	0	0	1	1

### ■確保の方策

圏域市町と連携し、実施できる体制の確保に努めます。

## 第3章 地域生活支援事業の推進

### 第1節 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### ■サービス内容

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

##### ■実施状況

障害についての理解を深めるための町民向け勉強会や障害者週間に合わせた年1回のふれあいフェスタを開催しています。

##### ■計画期間の実施の有無

	単位	見込	推計			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	有	有	有	有

#### ②自発的活動支援事業

##### ■サービス内容

障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。

##### ■実施状況

現在、本町では実施していません。

##### ■計画期間の見込量

	単位	見込	推計			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
自発的活動支援事業	実施の有無	-	無	無	無	有

### ③相談支援事業

#### ■サービス内容

障害者が抱える生活の課題やその解決に向けて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援・社会生活能力を高めるための支援・ピアカウンセリング・権利擁護のために必要な援助・専門機関の紹介等を行います。

#### ■実施状況

圏域の事業所 2 か所に委託して相談支援事業を実施しています。

		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
相談支援事業	実施箇所	箇所	2	2	3	2	2
基幹相談支援センター 等強化事業	実施箇所	箇所	0	0	0	0	0

#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
相談支援事業	実施箇所	箇所	2	2	2	2
基幹相談支援センター 等強化事業	実施箇所	箇所	0	1	1	1

#### ■確保の方策

引き続き、事業所に委託して実施します。また、平成 30 年 4 月から基幹相談支援センターを設置します。

#### ④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

##### ■サービス内容

成年後見制度の利用が有効な知的障害者又は精神障害者に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図る事業です。

成年後見制度法人後見支援事業は、平成 25 年度に創設された事業で、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

##### ■利用状況

成年後見制度利用支援事業は、平成 25 年度以降、年に 1～2 件の利用となっています。

成年後見制度法人後見支援事業は、実施していません。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成年後見制度利用 支援事業	実施件数	件	0	2	1	2	1
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	-	-	無	無	無	無

##### ■計画期間の見込量

		単位	見込 平成 29 年度	推計		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用 支援事業	実施件数	件	2	2	3	3
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	-	無	無	無	無

##### ■確保の方策

成年後見制度についての周知を図りつつ、利用が必要な人への制度利用を促進するため、関係者等にも当該事業の周知を図ります。

また、関係団体等との連携・協力により、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

## ⑤意思疎通支援事業

### ■サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者などが社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業です。

### ■利用状況

平成 25 年度までは利用実績がありませんでしたが、平成 26 年度以降、1 人の方が利用しています。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手話通訳者派遣事業	実人数	人	0	0	1	1	1
	延べ件数	件/年	0	0	1	2	3
要約筆記者派遣事業	実人数	人	0	0	0	0	0
	延べ件数	件/年	0	0	0	0	0

### ■計画期間の見込量

		単位	見込 平成 29 年度	推計		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	実人数	人	2	2	3	3
	延べ件数	件/年	8	10	12	12
要約筆記者派遣事業	実人数	人	0	0	0	0
	延べ件数	件/年	0	0	0	0

### ■確保の方策

宮城県聴覚障害者協会に委託して実施していますが、講習会の実施やボランティア団体との連携等により、担い手の確保を図り、利用ニーズに応じた提供体制の充実に努めます。

## ⑥日常生活用具給付等事業

### ■サービス内容

重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行う事業です。

### ■利用状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの利用実績は以下のとおりです。排せつ管理支援用具の利用件数が多くなっています。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護・訓練支援用具	件数	件	5	3	1	3	2
自立生活支援用具	件数	件	9	2	4	1	3
在宅療養等支援用具	件数	件	4	1	10	5	3
情報・意思疎通支援用具	件数	件	5	2	2	3	4
排せつ管理支援用具	件数	件	412	489	465	410	423
住宅改修	件数	件	0	0	0	1	1

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件数	件	0	2	3	3
自立生活支援用具	件数	件	4	4	5	5
在宅療養等支援用具	件数	件	3	4	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数	件	1	1	2	2
排せつ管理支援用具	件数	件	430	468	505	540
住宅改修	件数	件	1	1	1	1

### ■確保の方策

利用者のニーズに応じた品目の拡充及び質の確保に努めます。

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

### ■サービス内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を実施します。

### ■実施状況

大崎圏域で共同実施しています。

### ■計画期間の見込量

手話奉仕員養成研修事業	単位	見込	推計		
		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
	修了者数	0	3	3	3

### ■確保の方策

関係機関と連携し、計画的な研修開催を図るとともに、修了者への働きかけ及び活動機会の拡充を図り、登録者数の確保に努めます。

## ⑧移動支援事業

### ■サービス内容

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行う事業です。

### ■実施状況

3か所で実施し、平成28年度は4人、延べ50時間の利用実績となっています。利用時間が減少してきています。

		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
移動支援事業	実施箇所	箇所	2	1	3	3	3
	実人数	人	3	2	2	4	4
	延べ時間	時間	189.5	208.5	208.5	92	50

### ■計画期間の見込量

		単位	見込 平成 29年度	推計		
				平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	実施箇所	箇所	3	3	3	3
	実人数	人	4	4	4	5
	延べ時間	時間	58	95	95	102

### ■確保の方策

外出支援及び社会参加を促進するため、事業の周知と利用促進を図ります。

## ⑨地域活動支援センター事業

### ■サービス内容

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開するものです。

### ■実施状況

町社会福祉協議会に委託して実施しています。平成 24 年度以降、5 人の利用となっています。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基礎的事業	実施箇所	箇所	1	1	1	1	1
	実人数	人	5	5	5	5	5
Ⅱ型	実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業	実施箇所	箇所	1	1	1	1
	実人数	人	8	10	12	15
Ⅱ型	実施箇所	箇所	1	1	1	1

### ■確保の方策

引き続き社会福祉協議会に委託して実施し、事業の周知と利用促進を図ります。

また、利用ニーズへの対応及び活動内容の充実に向けて、実施場所の整備を図ります。

## 第2節 任意事業

### ⑩日中一時支援事業

#### ■サービス内容

日中において看護する者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者について、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを支援するとともに、家族などの就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施する事業です。

#### ■利用状況

町外の施設に委託して実施しています。平成28年度で15人、延べ864日の利用実績となっています。

		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日中一時支援事業	実人数	人	18	15	15	15	15
	延べ日数	日	1,555	1,125	1,291	1,013	864

#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	実人数	人	16	18	19	20
	延べ日数	日	912	1,350	1,425	1,500

#### ■確保の方策

ニーズの増加が見込まれることから、事業者に対して拡充を働きかけます。

## ⑪訪問入浴サービス事業

### ■サービス内容

家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供する事業です。

### ■利用状況

平成 28 年度は、3 人、延べ 171 回の利用実績となっています。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問入浴サービス	実人数	人	1	3	3	3	3
	延べ回数	回	8	217	245	236	171

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	実人数	人	1	3	3	3
	延べ回数	回	108	217	217	217

### ■確保の方策

引き続き、事業者に委託して実施し、ニーズに対する供給体制の確保を図ります。

## ⑫知的障害者職親委託制度

### ■サービス内容

知的障害者の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

### ■利用状況

現在 2 人が、町外の職親に住み込みで働いています。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
知的障害者職親委託制度	実人数	人	2	2	2	2	2

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
知的障害者職親委託制度	件数	件	2	2	2	2

### ■確保の方策

引き続き、職親等と連携しながら、制度の周知及び状況に応じた利用につなげます。

### ⑬自動車運転免許取得・改造助成事業

#### ■サービス内容

障害者が就労等に伴い、自動車運転免許又は自動車を取得する場合に、自動車の改造や運転免許の取得に要する経費を助成します。

#### ■利用状況

平成 26 年度以降利用がありませんでしたが、平成 29 年度は、改造助成 1 件、自動車運転取得助成で 2 件の申請がありました。

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自動車運転免許取得	利用件数	件	0	1	0	0	0
改造助成事業	利用件数	件	0	0	1	0	0

#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得	利用件数	件	2	1	1	1
改造助成事業	利用件数	件	1	1	1	1

#### ■確保の方策

障害者の社会参加を支援するため、制度の周知と利用促進を図ります。



## **第4部 障害児福祉計画**



# 第1章 成果目標

## ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を目指すため、児童発達支援センターの設置を目指すとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

### ■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。
- 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

### ■涌谷町の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	大崎広域ほなみ園で設置済みであり、周知及び利用促進を図る
保育所等訪問支援の実施箇所数	1 か所	大崎広域ほなみ園で実施しているが、利用実績がないことから周知及び利用促進を図る

## ②重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるための事業所の確保を目指します。

### ■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。

### ■涌谷町の目標設定

項目	目標	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1 か所	平成 32 年度末までに圏域内に 1 か所設置を目指す

### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

#### ■国が示す基本的な考え方

○平成 32 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

#### ■涌谷町の目標設定

項 目	目 標	考 え 方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	平成 30 年度末までに圏域にて設置を目指す

## 第2章 障害児支援の量の見込みと確保の方策

### 第1節 障害児通所支援

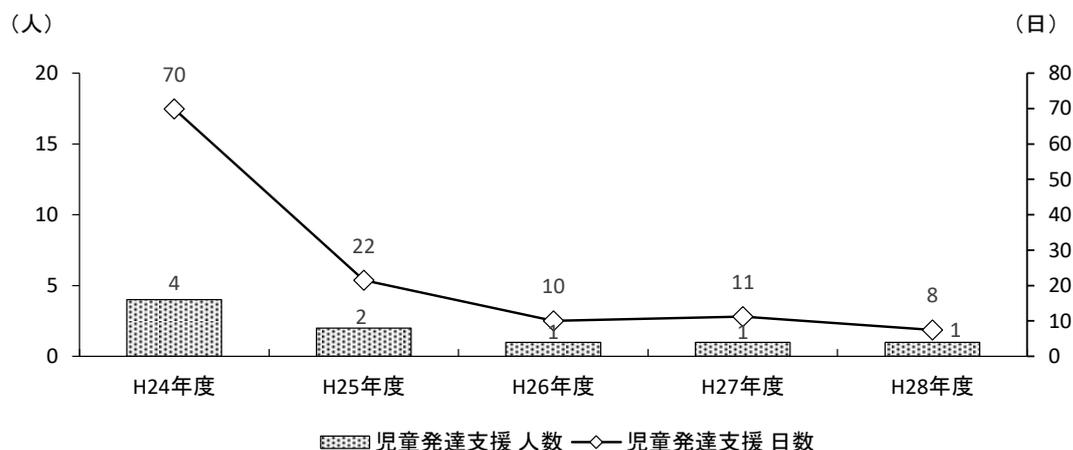
#### ① 児童発達支援

##### ■ サービス内容

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

##### ■ 利用状況

平成28年度で月平均1人、8日の利用となっています。



##### ■ 計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用量	人日/月	14	14	21	21
	実利用者数	人	2	2	3	3
医療型児童発達支援	利用量	人日/月	0	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用量	人日/月	0	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0	0

##### ■ 確保の方策

支援が必要な児童の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

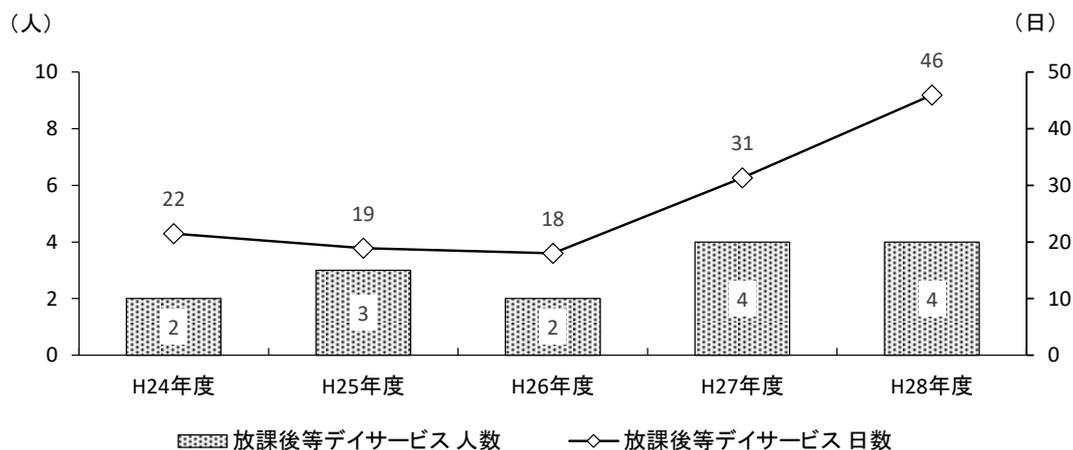
## ②放課後等デイサービス

### ■サービス内容

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。

### ■利用状況

平成 28 年度で月平均 4 人、46 人の利用となっています。



### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	利用量	人日/月	57	57	70	70
	実利用者数	人	5	5	6	6

### ■確保の方策

支援が必要な児童生徒の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

### ③保育所等訪問支援

#### ■サービス内容

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

#### ■利用状況

これまで利用実績はありません。

#### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用量	人日/月	0	3	3	3
	実利用者数	人	0	1	1	1

#### ■確保の方策

支援が必要な児童の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

## 第2節 障害児入所支援

### ■サービス内容

障害児入所支援では、施設に入所している障害児に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

### ■計画期間の見込量

事業項目		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉型 障害児入所支援	実利用者数	人	0	1	1	1
医療型 障害児入所支援	実利用者数	人	0	0	0	0

## 第3節 障害児相談支援

### ■サービス内容

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

### ■利用状況

### ■計画期間の見込量

		単位	見込	推計		
			平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害児相談支援	実利用人数	人	4	5	5	5

※実利用人数は、各年度3月末現在

### ■確保の方策

支援が必要な児童の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

## 第5部 計画の進行管理



# 第1章 計画進行管理

## 第1節 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係機関等との連携を図りながら進捗状況を確認し、評価を行いながら計画を推進します。平成32年度末の目標値として設定した項目について実行、達成状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な対策を講じていきます。

毎年、涌谷町自立支援協議会へ報告し、進捗状況の点検と評価を受けるPDCAサイクルの構築に努めます。

## 第2節 成果目標と活動指標について

### ①成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、第5期涌谷町障害福祉計画及び第1期涌谷町障害児福祉計画に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

### ②活動指標

活動指標は、評価目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに評価していきます。



# 資料編



# 1 涌谷町自立支援協議会 設置要綱

---

## 涌谷町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 涌谷町における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、涌谷町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 障害者福祉計画に関すること。
- (5) 障害者差別解消法に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、障害福祉に関する連携支援の体制の構築に関し必要な事項。

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから涌谷町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス提供事業者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 協議会には、運営会議及び事務局を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として年2回程度開催するものとする。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に第3条第2項に掲げる関係機関の実務担当者で構成する運営会議を設置する。

- 2 運営会議には、構成員としてその他必要な関係者を加えることができる。
- 3 運営会議は、個別事例の報告・検討、研修や全体会議の進め方の検討、行政情報の伝達等を行う。
- 4 運営会議は、必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、福祉課及び町長が指定する相談支援事業所で構成する。

- 2 事務局会議は、協議会の事務局機能を行う。
- 3 事務局会議は、原則として毎月開催とする。
- 4 事務局会議には、構成員として必要な関係者を加えることができる

(専門部会)

第9条 協議会は、第2条に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

(個人情報)

第10条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉課及び町長が指定する相談支援事業所が共同で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は平成26年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成28年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日涌谷町訓令第5号)

## 2 涌谷町自立支援協議会 委員名簿

### (1) 協議会委員

	氏名	法人等団体名
1	木村 敏行	社会福祉法人共生の森
2	高橋 由典	社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
3	森 新一	株式会社まちの豆腐屋プロジェクト
4	伊藤 公善	社会福祉法人みんなの輪
5	高橋 克寿	社会福祉法人大崎誠心会
6	三浦 一博	宮城県立古川支援学校
7	川名 敏也	涌谷町障害者福祉協会
8	宇佐美 研	手をつなぐ親の会
9	阿部 雄司	医療法人社団緑静会岡本病院
10	三神 強	涌谷町障害者支援協議会

### (2) 計画策定部会委員

	氏名	法人等団体名
1	伊藤 将	社会福祉法人共生の森
2	森 千代子	社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
3	川名 敏也	涌谷町障害者福祉協会
4	宇佐美 研	手をつなぐ親の会
5	三神 強	涌谷町障害者支援協議会

### 3 涌谷町自立支援協議会 協議経過

---

#### (1) 協議会

開催日時	審議内容
平成29年6月29日	障害福祉計画の概要と現状、アンケート結果について
平成30年2月7日	計画素案の審議

#### (2) 計画策定部会

開催日時	審議内容
平成29年6月29日	障害福祉計画の概要と現状、アンケート結果について
平成30年1月30日	計画素案の検討

**涌 谷 町**  
**障 害 者 プ ラ ン**  
**第 5 期 障 害 福 祉 計 画**  
**第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画**

平成30年2月

---

---

発行／涌谷町 福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 番地

TEL (0229) 43-5111 (代)

FAX (0229) 43-5717